

公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告

～ 総合評価方式適用の考え方 ～

平成19年3月

公共工事における総合評価方式活用検討委員会

はじめに

公共工事における総合評価方式活用検討委員会(本委員会)は、平成17年4月より施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を背景に、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を実現するための方策のひとつである総合評価方式をより一層活用促進することを目的に設置された。平成17年9月には、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」を取り纏め、より規模の小さな工事やより難易度の低い工事においても活用する方策を示した。平成18年4月には、「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」を取り纏め、技術対話や技術提案の審査の結果に基づく予定価格の作成方法を示した。

国土交通省直轄工事においては、一般競争入札が拡大されるとともに、総合評価方式の適用の拡大が図られ、平成18年度の上半期だけでも3000件を超える実施件数に至っている。本報告書は、平成18年度上半期までの適用結果のフォローアップを踏まえて、昨年度に取り纏めたガイドライン及び手続きを見直し、総合評価方式適用の考え方として取り纏めたものである。特に、評価項目や配点の見直しを行い、さらに広く活用するため市区町村向けの方式を追加している。

わが国の公共工事の調達歴史の中で、これだけ広く総合評価方式が活用されるのは初めてのことであり、「今後の課題」を解決し、将来の「望ましい入札・契約のあり方」を実現するためには、その効果をしっかり測定し、必要な改良を続ける努力を惜しまないことが重要である。本委員会がそのための重要な役割を今後も果たしていくものと期待している。

総合評価方式は、入札(契約の相手の選定)のひとつの手法であり、よりよい調達を実現するためには、その前後のプロセスも考える必要がある。企業評価や契約方式、支払い方法や監督・検査および成績評価のあり方も重要なプロセスである。さらに、良質のインフラが整備され、望ましい公共サービスが提供されるためには事業プロセス全体を考える必要がある。これらを支える人材育成も重要な課題である。信頼される公共事業を実現するために、これら全体を見直し、再構築すべき重要な時期を迎えていると言える。関係各位のご協力をお願いしたい。

最後に、本報告書の取り纏めにあたり熱心な審議をいただいた委員各位、ならびにデータ整理から報告書案の作成にご尽力いただいた事務局各位に御礼を申し上げますとともに、総合評価方式が公共工事の調達手法として、広く有効に活用されることを心から祈念している。

平成19年3月
公共工事における総合評価方式活用検討委員会
委員長 小澤 一 雅

目 次

1. 総合評価方式の概要	1
1-1 意義.....	1
1-2 総合評価方式の変遷及び本報告の位置付け.....	2
1-3 総合評価方式の選択.....	6
2. 簡易型における審査・評価	9
2-1 適用の意義.....	9
2-2 実施手順.....	10
2-3 入札説明書.....	11
2-4 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）.....	12
2-5 技術提案の評価.....	13
2-5-1 評価項目の基本的な考え方.....	13
2-5-2 評価項目.....	14
2-5-3 評価方法.....	16
2-6 市区町村向け簡易型.....	26
3. 標準型における審査・評価	29
3-1 適用の意義.....	29
3-2 実施手順.....	29
3-3 入札説明書.....	31
3-4 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）.....	33
3-5 技術提案の審査・評価.....	34
3-5-1 評価項目の基本的な考え方.....	34
3-5-2 評価項目.....	35
3-5-3 評価方法.....	40
4. 高度技術提案型における審査・評価	45
4-1 適用の意義.....	45
4-2 分類.....	46
4-3 実施手順.....	48
4-4 入札説明書.....	49
4-4-1 発注者が明示すべき事項.....	50
4-4-2 自由提案の受け付け.....	53
4-4-3 除算方式における加算点の設定.....	54
4-5 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）.....	55
4-6 技術提案の審査・評価.....	56

4-6-1	評価項目	56
4-6-2	技術提案の審査	61
4-7	技術提案の改善（技術対話）	62
4-7-1	技術対話の実施	62
4-7-2	改善された技術提案の審査.....	63
4-8	予定価格の作成.....	64
4-8-1	予定価格の算定方法選定の考え方.....	64
4-8-2	予定価格の作成	66
5.	総合評価の方法.....	69
5-1	評価値の算出方法	69
5-2	技術評価点の算出方法	72
6.	入札及び契約	74
6-1	入札.....	74
6-2	低価格入札への対応.....	74
6-3	総価契約単価合意方式の適用	74
7.	技術提案の履行の確保	76
8.	その他の留意事項	78
8-1	情報公開	78
8-2	中立かつ公正な審査・評価の確保	82
8-3	総合評価方式の効果の検証	83
8-4	発注者の支援	84
9.	今後の課題.....	86
9-1	フォローアップ調査の継続.....	86
9-2	実施に向けた体制の整備	87
9-3	入札・契約手続の改善	88
9-4	学識経験者への意見聴取	89
9-5	技術提案の作成費用.....	89
9-6	技術提案の評価結果の活用	91
9-7	特定建設工事共同企業体制度の見直し.....	91
10.	より望ましい入札・契約手続のあり方	92

全体構成

1 総合評価方式の概要

- 1-1 意義
- 1-2 総合評価方式の変遷及び本報告の位置付け
- 1-3 総合評価方式の選択

2 簡易型 における審査・評価

- 2-1 適用の意義
- 2-2 実施手順
- 2-3 入札説明書
- 2-4 技術的能力の審査
- 2-5 技術提案の評価
- 2-6 市区町村向け簡易型

3 標準型 における審査・評価

- 3-1 適用の意義
- 3-2 実施手順
- 3-3 入札説明書
- 3-4 技術的能力の審査
- 3-5 技術提案の審査・評価

4 高度技術提案型 における審査・評価

- 4-1 適用の意義
- 4-2 分類
- 4-3 実施手順
- 4-4 入札説明書
- 4-5 技術的能力の審査
- 4-6 技術提案の審査・評価
- 4-7 技術提案の改善
- 4-8 予定価格の作成

5 総合評価の方法

- 5-1 評価値の算出方法
- 5-2 技術評価点の算出方法

6 入札及び契約

- 6-1 入札
- 6-2 低価格入札への対応
- 6-3 総価契約単価合意方式の適用

7 技術提案の履行の確保

8 その他留意事項

- 8-1 情報公開
- 8-2 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 8-3 総合評価方式の効果の検証
- 8-4 発注者の支援

9 今後の課題

- 9-1 フォローアップ調査の継続
- 9-2 実施に向けた体制の整備
- 9-3 入札・契約手続の改善
- 9-4 学識経験者への意見聴取
- 9-5 技術提案の作成費用
- 9-6 技術提案の評価結果の活用
- 9-7 特定建設工事共同企業体制度の見直し

10 より望ましい入札・契約手続のあり方

1. 総合評価方式の概要

1-1 意義

国及び地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

公共工事の調達方式は、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増したことにより、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とし、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を挙げている。

総合評価方式を実施するにあたり、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、工品質の確保や向上に係る技術提案を求めるように努め、価格と技術提案が総合的に最も優れた者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民に利益がもたらされる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

1-2 総合評価方式の変遷及び本報告の位置付け

我が国の公共工事においては、建設省（現国土交通省）が平成10年11月に掲示した「今井1号橋撤去工事」において最初の総合評価方式が適用されている。また、平成12年3月には大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）に準ずることにより、工事案件毎の個別協議が不要となったため、事務手続きに係る時間が軽減され、総合評価方式の適用拡大のための環境が整備された。

「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月、建設省）に示されるとおり、当初の総合評価方式は、民間企業の優れた技術力を活用することにより、調達VFM（Value for Money、単位価格あたりの価値）を向上させ、社会的便益を増大させることを目的としたものであり、求められる工事品質の上限値に対応した工事価格を予定価格とすることにより予定価格の上限拘束性を緩和し、標準的な工法に比べコストが大きくともそれ以上の社会的便益を生じる技術を採用できる仕組みが取り入れられていた。

標準ガイドに示された予定価格の算定方法は、発注者の提示した最低限の要求要件を満足する工事（標準案）の品質に対する評価項目の上限値に対応する工事品質の向上分を貨幣換算したもの、またはコストの増分を標準案の価格に加算するものであり、この加算分を積算においては総合評価管理費とした。

一方、発注者においては評価値＝VFMとの意識が強く、落札結果における工事品質と価格のトレードオフの説明のため、総合評価管理費の算出や評価項目、配点等の設定において便益分析手法等を適用することにより工事品質向上分の貨幣換算を行っていた。この作業が困難かつ負担の大きいものであり、総合評価方式の適用は容易ではなかったと考えられる。

このような状況に対して、国土交通省においては公共工事の最良な調達を果たすためには、総合評価方式の拡大が重要であると考え、平成14年6月には「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」により、総合評価方式の適用を容易にするため、標準点を100点、加算点を当面10点とするとともに、予定価格を標準案の価格とする方式を提示した。これにより、評価値における標準点と加算点の比率や評価項目間の配点割合は落札者決定のための基準と解釈されるようになり、工事品質を貨幣換算する作業を省略することが可能となった。（ただし、最良の調達を目指

す観点から、調達結果を収集、評価し、必要に応じて配点割合等を見直すことが義務づけられている。)これにより、総合評価方式に係る作業量が大幅に軽減され、国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用割合が金額ベースで2割程度まで拡大されることとなった。

さらに、平成17年4月に品確法が施行されることにより、公共工事の品質を確保するための調達の基本理念が総合評価方式であることが明示された。これにより、国をはじめ地方公共団体における「技術的な工夫の余地が小さい工事」にも工事品質確保の観点から適用できる総合評価方式が求められ、本委員会における議論の結果、発注者の作成した標準案の工事を確実に履行するための技術力と価格を総合的に評価する簡易型が新たに設けられるとともに、一方で、品確法により定められた「技術提案の改善」、「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」の事項を運用することにより、工事目的物の改変をも対象とした高度な技術提案を求める高度技術提案型の概念が打ち出された(平成17年9月)。これにより、平成14年6月の通達に基づく方式を標準型とし、これに簡易型、高度技術提案型が加わることにより総合評価方式の体系が整備され、公共工事においてはその工事特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じていずれかの方式が適用可能となった。これにより平成17年度においては、金額ベースで4割の直轄工事に総合評価方式が適用された。

高度技術提案型の詳細な手続きについては、平成18年4月に本委員会において策定しており、技術提案及び見積に基づいて予定価格を作成することにより、予定価格の算定精度の向上と予定価格の上限拘束性の緩和を図ることができるため、従前のような総合評価管理費の算定は不要となった。

簡易型のコンセプトは標準案の工事品質確保の確実性と価格を総合的に評価するものであり、その名称に反し、技術提案による工事品質の向上と価格を総合的に評価する標準型のコンセプトとは大きく異なるものである。品確法に定められているとおり、契約時に品質の確認ができない建設工事は、そもそも価格だけによる落札者の決定が適切ではない性質のものであり、所要の工事品質を確保できる能力と価格とを総合的に判断して、国民にとって最も有利となる申し込みをした者を落札者とすべきである。このため、簡易型は公共工事調達の基本に位置付けられるものである。

品質確保をコンセプトとする簡易型の重要性は、その後、指名競争入札から一般競争入札に原則移行したことによる不良不適格業者の参入や、著しい

低価格入札問題における粗雑工事の増加等に対する懸念の増大において、より明確になった

平成17年度後半からは、著しい低価格入札による競争が一層激しくなるとともに、粗雑工事等による工物品質の低下の懸念が一層高まった。このような状況を受け、国土交通省では平成18年4月に「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」を公表し、低価格落札案件に対する工事内訳書の内容、下請業者への支払等の調査、工事監督・検査等の強化による公共工事の品質確保を図ったが、その後もダンピング入札の減少は見られなかった。

このため、平成18年12月には「緊急公共工物品質確保対策について」が発表され、その中心的な施策として、総合評価方式に新たに施工体制評価点が導入されるとともに、会計法における「履行がされないおそれがある場合」の条件を明確化し、この条件に該当する者については落札者としないうこととした。

さらに、総合評価方式の普及の観点からは、都道府県においてはほぼ全面的な導入が図られつつあるが、市区町村においては導入が進んでいない状況であり、簡易型の評価項目のうち技術的な判断が求められる簡易な施工計画を省略する方式も検討されている。

総合評価方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価するとともに、必要に応じて方式の見直しを図る必要がある。

本委員会では、建設業界、社会情勢や建設行政等が目まぐるしく変化した平成17年度、平成18年度を対象に、総合評価方式の実施状況をモニタリングし、他の施策や社会情勢の影響等を踏まえた上で、総合評価方式の効果等を評価するとともにその見直しに関する検討を行い、一定の成果や今後の課題を委員会報告としてとりまとめたものである。

表 1-1 総合評価方式の変遷

平成10年11月	我が国で初の公共工事における総合評価方式の試行 建設省は今井1号橋撤去工事において総合評価方式を試行する(平成10年11月掲示、平成11年6月契約)
平成11年2月	地方自治法施行令の改正 地方公共団体において総合評価方式を導入することが可能となる。
平成12年3月	「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(公共工事発注省庁申合せ) 公共工事発注機関が総合評価方式により調達を行う場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と包括協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめる。
平成12年9月	「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(建設省) 建設省直轄工事において総合評価落札方式を実施する場合の手の留意点等を示す。
平成14年6月	「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国土交通省) 総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により調達を行う場合の性能等の評価方法(標準点と加算点との配点割合、加算点の評価方式等)について、当面の運用試行案をとりまとめる。
平成17年4月	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行
平成17年9月	「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」(本委員会) 簡易型、標準型、高度技術提案型の3タイプによる総合評価方式の体系を整備する。
平成18年4月	「高度技術提案型総合評価方式の手続について」(本委員会)
平成18年12月	「緊急公共工事品質確保対策について」(国土交通省) 入札段階を中心とした新たな対策として、施工体制の確認を行う総合評価方式や特別重点調査の試行等を新たに実施する。
平成18年12月	「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」(全国知事会・公共調達に関するプロジェクトチーム) 指名競争入札の原則廃止、一般競争入札の拡大とともに、総合評価方式の拡充を図る。
平成19年1月	直轄工事において初の加算方式による総合評価方式の試行 国土交通省は平成19-21年度西谷高架橋工事において初の加算方式による総合評価方式を試行する(平成19年1月公告、平成19年6月開札予定)

1-3 総合評価方式の選択

公共工事の発注者は、特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択する。

なお、価格競争方式を適用する場合においても、技術的能力の審査（競争参加資格の確認）において、企業及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定を行うことが重要である。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図 1-1 に、総合評価方式の選択フローを図 1-2 に示す。

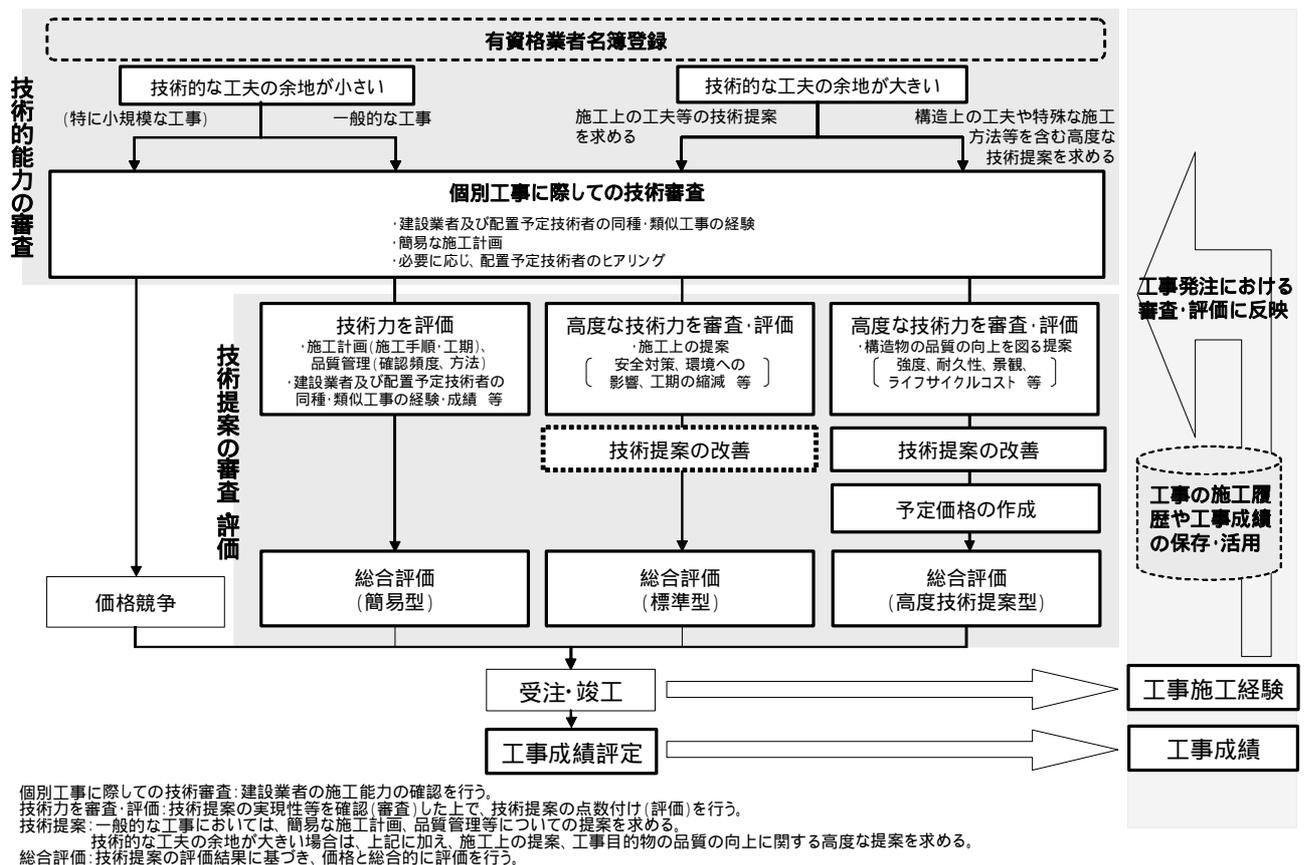


図 1-1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

(1) 簡易型

簡易型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものである。

簡易型では、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 標準型

標準型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

(3) 高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

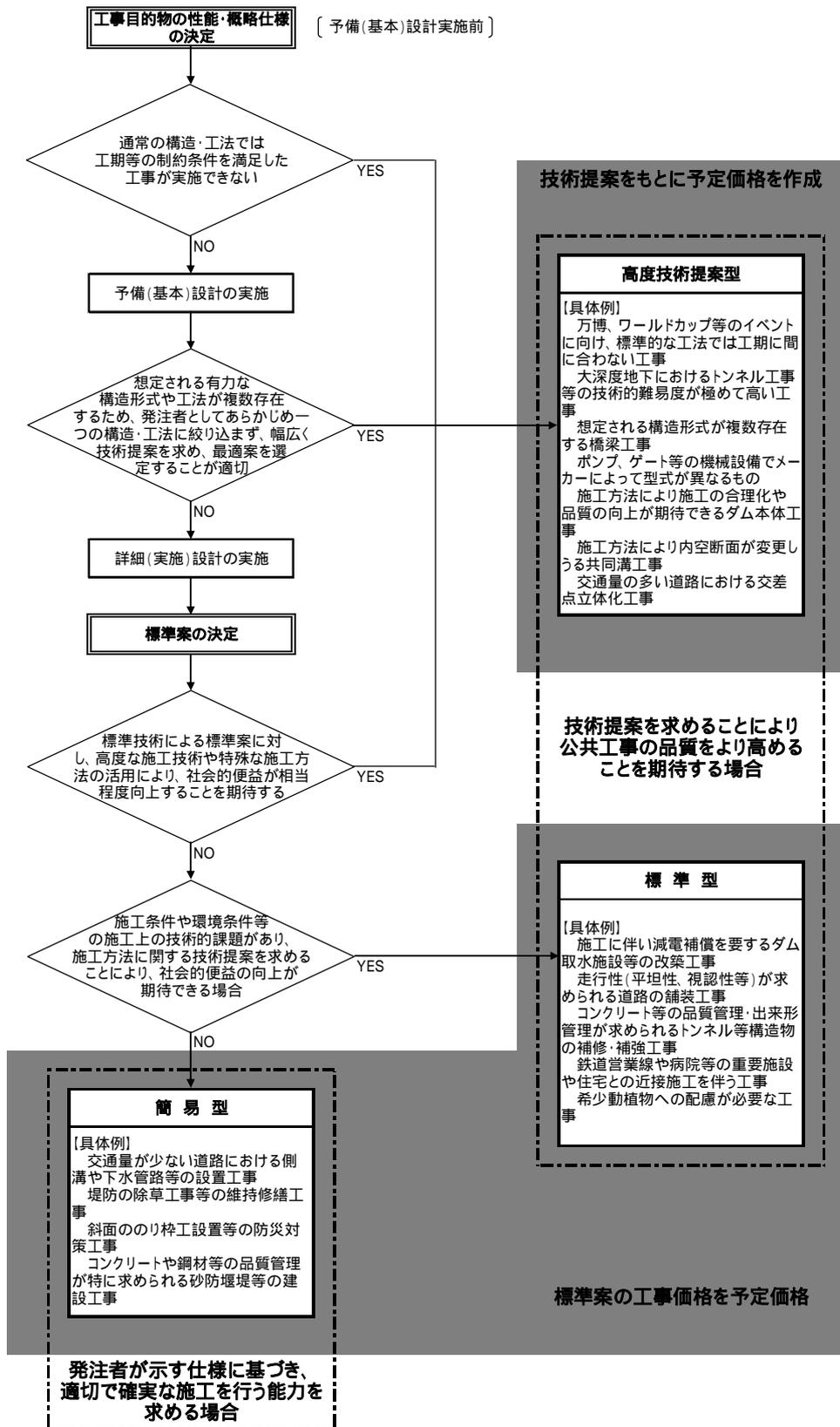


図 1-2 総合評価方式の選択フロー

2. 簡易型における審査・評価

2-1 適用の意義

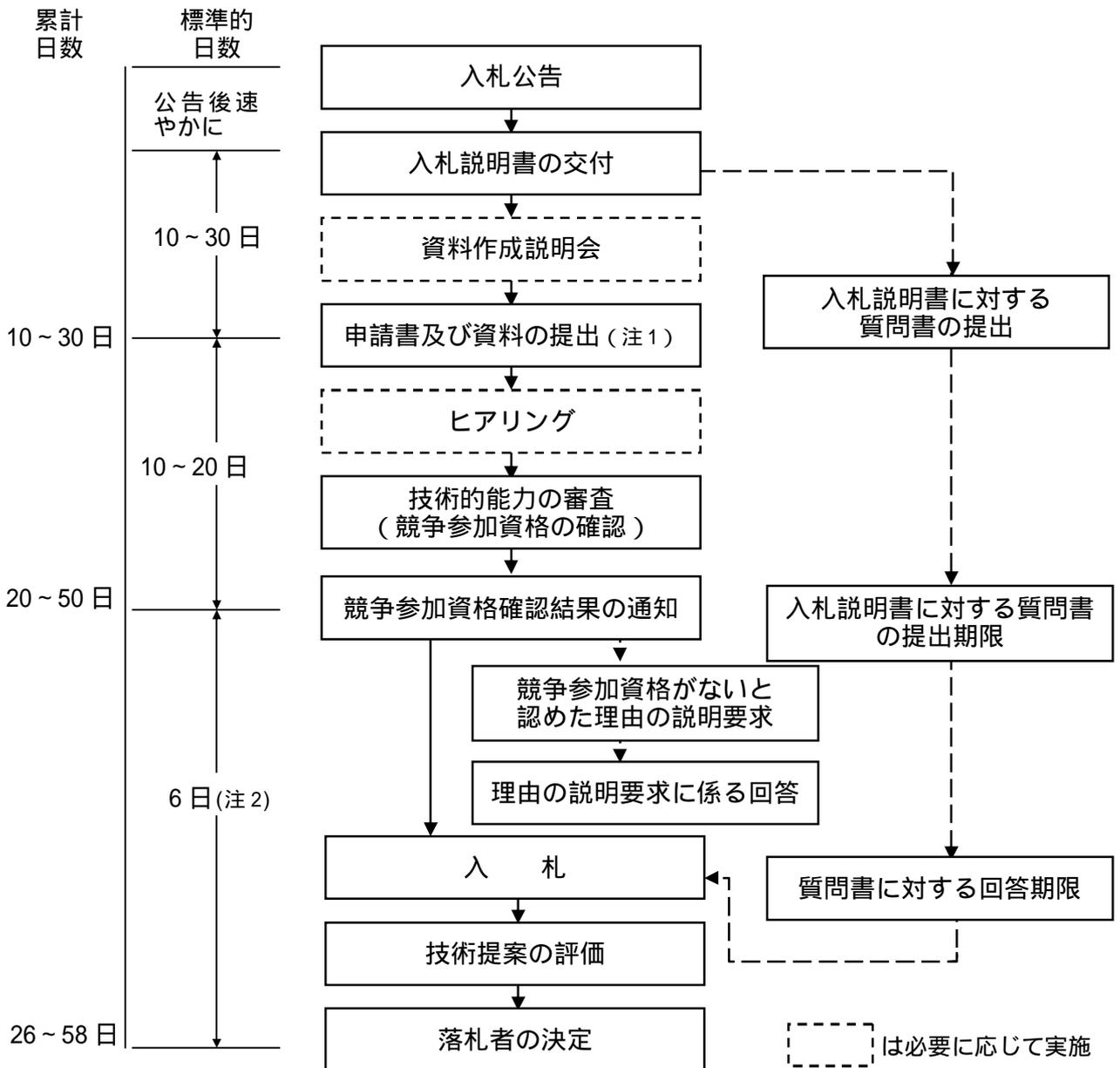
簡易型は、簡易な施工計画や企業の施工実績、工事の施工に直接係る配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等の適切な項目を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

近年、公共工事において粗雑工事等が増加する傾向にあり、十分な性能・機能が確保できない、施工不良に伴う補修工事等により施設の使用が制限される、供用開始時期が遅れる、あるいは工事に伴う騒音・振動対策が不十分である等の理由により、社会的便益が大きく損なわれる事例も見受けられる。規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工物品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

さらに、地域の視点から見ると、工事場所の現地の環境条件を熟知している社員が日常生活において地域のためにボランティア活動を行っている、災害時の迅速な対応に努めている等、地域に精通し地域社会に貢献している企業が工事を施工することは、工事が円滑に進むとともに、万一、自然災害が発生した場合にも地域の特徴を熟知して避難活動等で貢献できる等、地域住民が安心感を持つという利益を生み出すことも期待できる。

2-2 実施手順

簡易型を一般競争入札により実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。所要日数については工事の内容に応じ適宜短縮可能とする。



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図 2-1 簡易型の入札・契約手続フロー

2-3 入札説明書

一般競争入札において、公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。また、〔参考4〕に簡易型における入札公告及び入札説明書の例を示す。

(a) 工事概要

- ・総合評価方式の適用の旨

(b) 競争参加資格（入札参加要件）

簡易な施工計画が適切であること

企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること

企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を

満たしていること

(c) 総合評価に関する事項

入札の評価に関する基準

- ・評価項目

- ・評価基準

・評価項目ごとの評価基準

- ・得点配分

総合評価の方法

落札者の決定方法

評価内容の担保

- ・技術提案内容の不履行の場合における措置

（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）

(d) 競争参加資格の確認等

提出を求める技術資料

配置予定技術者のヒアリングの有無

競争参加資格確認結果の通知

(e) 入札及び開札の日時

(f) その他（技術資料の提出様式等）

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な施工計画の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件の明示の徹底を図る。

2-4 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

簡易型では以下の項目により、技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

また、必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価においても活用することができる。

- 配置予定技術者の経歴・資格
- 同種・類似工事の施工経験の有無
- 同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- 当該工事に関する質問の有無 等

表 2-1 簡易型の技術的能力の審査項目と基準

審査項目		審査基準
施工計画 (1)	工程管理に係る技術的所見	・ 工事の手順が適切であること ・ 各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係る技術的所見	・ コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	・ 発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	・ 施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績 (2)	・ 企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (2)	・ 企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置予定技術者の能力	資格	・ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
	同種・類似工事の施工経験 (2)	・ 配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (2)	・ 配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
地域精進度・地域貢献度	地理的条件	・ 近隣地域での施工実績を有すること

- 1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。
- 2 同種・類似工事については、当該工事の特性を踏まえ、工事目的物の具体的な構造や規模等を適切に設定する。他の発注機関における施工実績を認める等、新規参入企業を排除しないように留意する。施工実績及び工事成績については、C O R I N S等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

2-5 技術提案の評価

2-5-1 評価項目の基本的な考え方

総合評価方式における価格以外の評価項目は、公共工事の品質向上・確保に対する重要性や評価項目に係るデータの入手の容易さ等に基づき、適切に設定することを基本とする。

公共工事の品質向上・確保のために重要な評価項目は、公共工事において企業に期待する事項の観点から以下のように整理できる。

企業の技術力

企業の信頼性・社会性

企業の高度な技術力

「企業の技術力」は、発注者が示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。工事の技術的な特性の理解度を把握するために簡易な施工計画を評価するとともに、企業の施工実績や施工に直接係る配置予定技術者の能力を評価の視点とする。

「企業の信頼性・社会性」は、工事を円滑に実施する能力を評価するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点から地域への貢献度を評価の視点とする。

「企業の高度な技術力」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・強度等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。

これらの視点に基づき、簡易型、標準型及び高度技術提案型についてそれぞれ適用する工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて価格以外の評価項目を設定することを基本的な考え方とする。

この基本的な考え方に基づき、簡易型を適用する工事では、工事規模が小さい、あるいは技術提案の余地や効果が小さいため、発注者が示す仕様に基づき、適切かつ確実な施工を遂行する能力を審査・評価する観点から「企業の技術力」を評価するとともに、必要に応じて「企業の信頼性・社会性」についても評価を行う。

2-5-2 評価項目

簡易型では「企業の技術力」として競争参加者に提出を求める技術資料のうち、工程管理、品質管理や施工上配慮すべき事項等を記載した簡易な施工計画に関する資料を技術提案として評価する。

また、「企業の技術力」に係る評価項目として企業の施工実績等や、「企業の信頼性・社会性」に係る評価項目として、地域に関する知見等、適切な項目を評価項目として追加することもできる。

簡易型における「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」に係る評価項目の設定例を表 2-2 に示す。

これらの評価項目のうち、直轄工事においては、企業の同種・類似工事の施工実績や配置予定技術者の資格等を競争参加資格の要件として審査しており、総合評価における評価項目として採用しても競争参加者の技術力評価の結果に有意な差が生じにくいいため、評価項目として採用しないことが望ましい。一方、これらの評価項目を競争参加資格の要件として審査しない場合には、総合評価における評価項目として採用する必要がある。

また、企業及び配置予定技術者の過去の工事成績や表彰実績の有無、技術開発の実績の有無、継続教育（CPD）の取り組み状況等については、技術力評価の結果に差が生じやすく、技術力競争を促進するため、工事特性に応じてこれらの評価項目を採用する場合には配点を高めることが望ましい。

さらに、低入札工事においては工事成績評定における低評価や下請業者における赤字の発生が顕著となる傾向があり、適切な施工体制が確保されない恐れがあることから、施工体制の確保状況を評価項目の1つとすることが考えられる。

表 2-2 簡易型の評価項目の例

企業への期待	評価の視点	評価項目	特に重要な項目	提出を求める頻度		
				工事ごと	定期的	DB活用(1)
企業の技術力	施工計画	工程管理に係る技術的所見				
		材料の品質管理に係る技術的所見				
		施工上の課題に対する技術的所見				
		施工上配慮すべき事項				
	施工体制	品質確保の実効性				
		施工体制確保の確実性				
	企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績				
		工事成績(2)				
		優良工事表彰				
		安全管理優良請負者表彰				
		イメージアップ優良工事表彰				
		関連分野での技術開発の実績				
	配置予定技術者の能力	資格				
		同種・類似工事の施工経験				
		工事成績(2)				
		優良工事技術者表彰				
		継続教育(CPD)の取り組み状況				
		技術者の専門技術力(3)				
		当該工事の理解度・取り組み姿勢(3)				
	技術者のコミュニケーション能力(3)					
性・企業の信頼 社会性	地域精通度 地域貢献度	地理的条件				
		災害協定等による地域貢献の実績				
		ボランティア活動による地域貢献の実績				
		労働福祉の状況				
		地産品の使用状況				

- 1 国土交通省においてデータベース化されている評価項目。
- 2 工事成績は、企業並びに配置予定技術者の技術力を計る上で極めて重要な指標であり、工事成績評定を実施していない発注者においては今後早期に評定を実施することが望ましい。
- 3 ヒアリングを実施する場合の評価項目の例。

2-5-3 評価方法

これまでに簡易型を適用した工事の事例の中には、競争参加者間の簡易な施工計画に対する評価の優劣を明確化するために、発注者が示す仕様の範囲を超えた工夫を求める傾向が発注者に見られるとともに、競争参加者側においても安易にコスト負担を要するハード対策を提案している事例が見られる。

簡易型はあくまでも発注者が示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであり、その品質を上回る提案は必要範囲を超えるものとして評価しないように留意するとともに、その旨を入札説明書等に明記する必要がある。品質をより高めることを期待する場合には標準型を適用するものとする。これにより発注者及び競争参加者ともに負担の軽減にも繋がる。

また簡易型の評価方法として、発注者があらかじめ設定したキーワードまたは競争参加者の技術提案内容を整理したキーワードに対し、簡易な施工計画への的確な記述状況等を実評価する方法を多く採用している。この場合、競争参加者の当該工事に対する理解力、履行能力を実評価する観点から適切なキーワードを設定し、評価することが重要である。

次頁以降に、簡易型における評価項目、評価基準及び得点配分の設定例を3例示すが、必要に応じてその他の評価項目として示した評価項目を適宜組み合わせて利用できるものとする。

簡易型における評価基準及び得点配分の設定例（１）

想定される工事条件〔工程管理を重視する工事〕

- ・交通量が少ない道路における側溝や下水管路等の設置工事
- ・近隣に住宅や施設等のない場所における小規模な構造物の建設工事
- ・堤防の除草工事等の維持修繕工事 等

（１）簡易な施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	7.5	/ 7.5
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
工期設定の適切性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	7.5	/ 7.5
	一般的な記述にとどまっている	0.0	

（２）企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績の有無 （３）	同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	類似工事の実績あり	0.0	

（３）配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格（３）	1 級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2 級土木施工管理技士	0.0	
過去 15 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	類似工事の実績あり	0.0	

（４）得点合計

得点合計	/ 20.0
------	--------

- 1 配点や年数等については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。
- 2 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。
- 3 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。

簡易型における評価基準及び得点配分の設定例（２）

想定される工事条件〔地域特性を重視する工事〕

- ・住宅や道路等への影響が懸念される斜面ののり砕工設置等の防災対策工事
- ・ある程度の交通量がある現道上あるいは周辺での盛土や擁壁設置等の土工事 等

（１）簡易な施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	/ 3.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
工期設定の適切性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	/ 3.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0	/ 5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	

（２）企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績の有無 (3)	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の工事成績評定点の平均点 (4)	80 点以上	2.0	/ 2.0
	70 点以上 80 点未満	1.0	
	70 点未満	0.0	

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格（ 3 ）	1 級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2 級土木施工管理技士	0.0	
過去 15 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点（ 4 ）	8 0 点以上	2.0	/ 2.0
	7 0 点以上 8 0 点未満	1.0	
	7 0 点未満	0.0	

(4) 地理的条件について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	県内に本店、支店又は営業所あり	1.0	/ 1.0
	県内に拠点なし	0.0	
過去 15 年間の近隣地域での施工実績の有無（ 3 ）	施工実績あり	1.0	/ 1.0
	施工実績なし	0.0	

(5) 得点合計

得点合計	/ 20.0
------	--------

- 1 配点や年数等については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。
- 2 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。
- 3 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。
- 4 工事成績評定点を有していない競争参加者には、競争参加資格の確認における一定の工事成績評定点（例えば 6 5 点）を付与し、評価する。

簡易型における評価基準及び得点配分の設定例（3）

想定される工事条件〔品質管理を重視する工事〕

- ・交通量の多い現道におけるアスファルト舗装工事
- ・コンクリートや鋼材等の品質管理が特に求められる砂防堰堤等の建設工事や、橋桁、橋脚等の補修・補強工事 等

（1）簡易な施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	/ 3.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
工期設定の適切性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	/ 3.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0	/ 5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0	/ 5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	

(2) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 15 年間の同種・類似 工事の施工実績の有無 (3)	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の工事成績評 定点の平均点 (4)	8 0 点以上	2.0	/ 2.0
	7 0 点以上 8 0 点未満	1.0	
	7 0 点未満	0.0	
過去 2 年間の優良工事表 彰の有無	表彰の実績あり	2.0	/ 2.0
	表彰の実績なし	0.0	

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任 (監理) 技術者の保 有する資格 (3)	1 級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2 級土木施工管理技士	0.0	
過去 15 年間の主任 (監 理) 技術者の施工経験の 有無	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の主任 (監理) 技術者の工事成績評定点 の平均点 (4)	8 0 点以上	2.0	/ 2.0
	7 0 点以上 8 0 点未満	1.0	
	7 0 点未満	0.0	
過去 2 年間の優良工事技 術者表彰の有無	表彰の実績あり	2.0	/ 2.0
	表彰の実績なし	0.0	

(4) 配置予定技術者の能力について (ヒアリング)

評価項目	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工 経験や知識量 ・ 担当工事における主体 性、創意工夫の取り組 み	実績として挙げた工事に中心的・主体 的に参画し、創意工夫等の積極的な取 り組みが確認できる	1.0	/ 1.0
	実績として挙げた工事において適切な 工事管理を行ったことが確認できる	0.5	
	その他	0.0	
当該工事の理解度・取り 組み姿勢 ・ 当該工事の施工上の課 題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する 技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問 等の積極性	当該工事について適切に理解した上 で、施工上の提案等積極的な取り組み 姿勢が見られる	1.0	/ 1.0
	当該工事について適切に理解している	0.5	
	その他	0.0	
技術者のコミュニケーシ ョン能力	質問の意図を理解し、的確な応答がで きる	1.0	/ 1.0
	その他	0.0	

(5) 得点合計

得点合計	/ 30.0
------	--------

- 1 配点や年数等については、工事特性 (工事内容、規模、要求要件等) や地域特性等
に応じて適宜設定してよい。
- 2 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。
- 3 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望
ましい。
- 4 工事成績評定点を有していない競争参加者には、競争参加資格の確認における一定
の工事成績評定点 (例えば 6 5 点) を付与し、評価する。

簡易型におけるその他の評価項目の例

必要に応じて、例えば、以下に示す評価項目を追加することが考えられる。

施工体制について

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/ 15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/ 15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	

企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去2年間の安全管理優良 請負者表彰の有無	表彰の実績あり	2.0	/ 2.0
	表彰の実績なし	0.0	
過去2年間のイメージアッ プ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり	2.0	/ 2.0
	表彰の実績なし	0.0	
当該工事の関連分野におけ る技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得、また は建設技術審査証明の交付あり	2.0	/ 2.0
	NETISへの登録あり	1.0	
	該当なし	0.0	

配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
継続教育(CPD)の取り組 み状況	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)	2.0	/ 2.0
	継続教育の証明なし	0.0	

CPD: Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。なお、各団体により学習内容や単位の取り扱いが異なるため、評価の対象となる団体や単位数等をあらかじめ明示するとともに、CPDの普及・活用状況を踏まえ必要に応じて評価基準を見直していく必要がある。例えば、当面の間、当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限って評価するものとし、単一企業の社内研修会は単位算定の対象外とする等が考えられる。

災害協定等による地域貢献の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去5年間の災害協定等に 基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動 実績 ・大規模災害時の応急対策実 績	活動実績あり	2.0	/ 2.0
	活動実績なし	0.0	

ボランティア活動による地域貢献の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去5年間のボランティア活動の実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績 等 主として社会資本の維持管理や防災等に関連する公共サービス分野への貢献について評価する。	活動実績あり	2.0	/ 2.0
	活動実績なし	0.0	

配点や年数等については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。

2-6 市区町村向け簡易型

簡易型は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を評価するものであるため、当該工事の簡易な施工計画を求めて総合評価を行うことが望ましい。この考え方から、技術職員が少なく公共工事発注のための体制が十分に整備されていない市区町村においても、発注者支援制度等の活用により簡易な施工計画を評価することが原則となる。

しかしながら、発注者の体制が整備されるまでの間、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事においては、施工計画を評価しない代わりに工事成績や過去の同種工事の施工実績等が企業の施工計画を作成する能力を反映する指標とみなして総合評価を行うことも考えられる。

なお、このような考え方に基づき総合評価を行う場合は、技術力評価において工事成績が支配的になることが想定されるため、発注者は適切に工事成績評価を実施することが重要である。また、あわせて配置予定技術者の能力についてヒアリングを実施することが望ましい。

市区町村向け簡易型における評価項目、評価基準及び得点配分の設定例を次頁に示すが、必要に応じて簡易型において示した評価項目を適宜組み合わせ利用できるものとする。

市区町村向け簡易型における評価基準及び得点配分の設定例

(1) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 15 年間の同種・類似 工事の施工実績の有無 (3)	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の工事成績評 定点の平均点 (4)	80 点以上	2.0	/ 2.0
	70 点以上 80 点未満	1.0	
	70 点未満	0.0	

(2) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保 有する資格 (3)	1 級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2 級土木施工管理技士	0.0	
過去 15 年間の主任（監 理）技術者の施工経験の 有無	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(3) 地理的条件について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本支店、 営業所の所在地の有無	県内に本店、支店又は営業所あり	1.0	/ 1.0
	県内に拠点なし	0.0	
過去 15 年間の近隣地域 での施工実績の有無 (3)	施工実績あり	1.0	/ 1.0
	施工実績なし	0.0	

(4) 配置予定技術者の能力について (ヒアリング)

評価項目	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工 経験や知識量 ・ 担当工事における主体 性、創意工夫の取り組 み	実績として挙げた工事に中心的・主体 的に参画し、創意工夫等の積極的な取 り組みが確認できる	1.0	/ 1.0
	実績として挙げた工事において適切な 工事管理を行ったことが確認できる	0.5	
	その他	0.0	
当該工事の理解度・取り 組み姿勢 ・ 当該工事の施工上の課 題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する 技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問 等の積極性	当該工事について適切に理解した上 で、施工上の提案等積極的な取り組み 姿勢が見られる	1.0	/ 1.0
	当該工事について適切に理解している	0.5	
	その他	0.0	
技術者のコミュニケーシ ョン能力	質問の意図を理解し、的確な応答がで きる	1.0	/ 1.0
	その他	0.0	

(5) 得点合計

得点合計	/ 10.0
------	--------

- 1 配点や年数等については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等
に応じて適宜設定してよい。
- 2 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。
- 3 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望
ましい。
- 4 工事成績評定点を有していない競争参加者には、競争参加資格の確認における一定
の工事成績評定点（例えば65点）を付与し、評価する。また、配置予定技術者の
能力についてヒアリングを実施しない場合、工事成績評定点に対する配点を高める
（例えば5点）ものとする。

3. 標準型における審査・評価

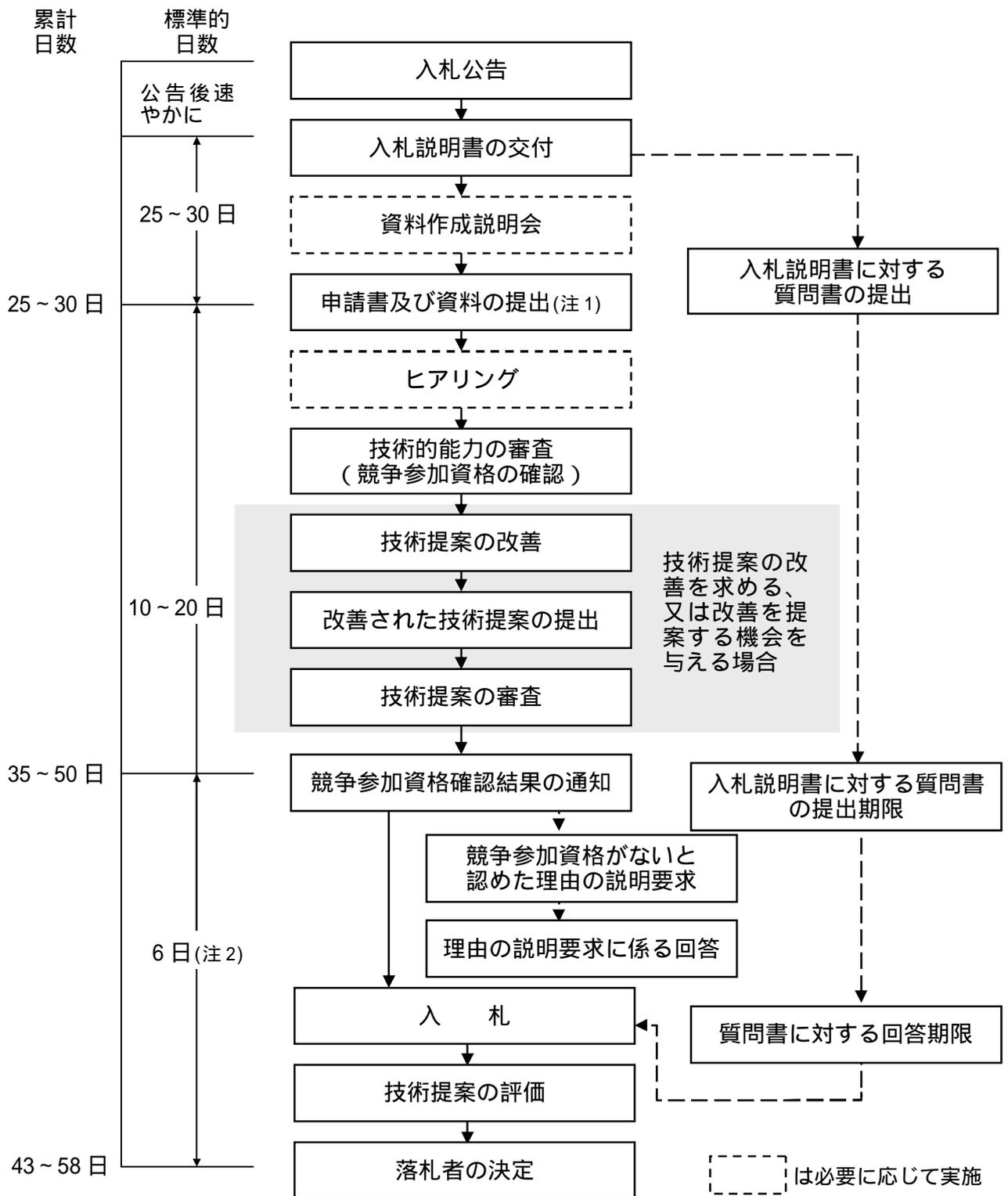
3-1 適用の意義

標準型は、施工上の特定の技術的課題等に関して、企業から提案される施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

公共工事において国民にとって最も有利な調達を行うために、発注者はより品質の高い工事を目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、施工上の技術的課題の難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等の利益を享受することができる。

3-2 実施手順

標準型を一般競争入札により実施する場合の標準的な手順は、図 3-1 のとおりとする。所要日数については工事の内容に応じ適宜短縮可能とする。



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図 3-1 標準型の入札・契約手続フロー

3-3 入札説明書

一般競争入札において、公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。また、〔参考5〕に標準型における入札公告及び入札説明書の例を示す。

(a) 工事概要

- ・総合評価方式の適用の旨

(b) 競争参加資格（入札参加要件）

簡易な施工計画が適切であること

企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること

企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を

満たしていること

(c) 総合評価に関する事項

入札の評価に関する基準

- ・評価項目（技術提案内容）

- ・評価基準

- ・評価項目ごとの評価基準

- ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値

- ・得点配分

総合評価の方法

落札者の決定方法

評価内容の担保

- ・技術提案内容の不履行の場合における措置

（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）

(d) 競争参加資格の確認等

提出を求める技術資料

配置予定技術者のヒアリングの有無

競争参加資格確認結果の通知

(e) 入札及び開札の日時

(f) その他（技術資料の提出様式等）

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表 3-1 に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目

安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努める。

表 3-1 技術提案に係る要求要件の設定例

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 10mg/L 以下	SS 値 5mg/L	湖沼における水産 2 級 (A 類型) の基準 値を上限値として設 定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A)	発電機・原動機共通 筐体の標準的遮音性 能を上限値として設 定
アスファルト再 生材の使用量	AS 再生材の使用量 320t 超	AS 再生材の使用量 806t	舗装再生便覧 (日本 道路協会) に基づき 上限値を設定

3-4 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

標準型では以下の項目により、技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

また、必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価においても活用することができる。

- 配置予定技術者の経歴・資格
- 同種・類似工事の施工経験の有無
- 同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- 当該工事に関する質問の有無 等

表 3-2 標準型の技術的能力の審査項目と基準

審査項目		審査基準
簡易な 施工計画 (1)	工程管理に係る技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の手順が適切であること ・各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係る技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業の 施工 実績	同種・類似工事の施工実績 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置 予定 技術 者の 能力	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者が求める資格を保有していること
	同種・類似工事の施工経験 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
地域精 通度・地 域貢献 度	地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域での施工実績を有すること

- 1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。
- 2 同種・類似工事については、当該工事の特性を踏まえ、工事目的物の具体的な構造や規模等を適切に設定する。他の発注機関における施工実績を認める等、新規参入企業を排除しないように留意する。施工実績及び工事成績については、C O R I N S等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

3-5 技術提案の審査・評価

3-5-1 評価項目の基本的な考え方

総合評価方式における価格以外の評価項目は、公共工事の品質向上・確保に対する重要性や評価項目に係るデータの入手の容易さ等に基づき、適切に設定することを基本とする。

公共工事の品質向上・確保のために重要な評価項目は、公共工事において企業に期待する事項といった観点から以下のように整理できる。

企業の技術力

企業の信頼性・社会性

企業の高度な技術力

「企業の技術力」は、発注者が示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。工事の技術的な特性の理解度を把握するために施工計画を評価するとともに、企業の施工実績や施工に直接係る配置予定技術者の能力を評価の視点とする。

「企業の信頼性・社会性」は、工事を円滑に実施する能力を評価するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという観点から地域への貢献度を評価の視点とする。

「企業の高度な技術力」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・強度等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。

これらの視点に基づき、簡易型、標準型及び高度技術提案型についてそれぞれ適用する工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて価格以外の評価項目を設定することを基本的な考え方とする。

この基本的な考え方に基づき、標準型を適用する工事は、工事規模が大きくかつ施工上の技術的難易度が高いことに伴い、技術提案の余地や効果が大きなことから、施工上の特定の技術的課題に対する民間企業からの技術提案により公共工事の品質の向上が図れるかを審査・評価するという観点から、

「企業の高度な技術力」を評価するとともに、工事全般にわたる施工を確実に担保するために「企業の技術力」も併せて評価することを基本とする。

3-5-2 評価項目

標準型では「企業の高度な技術力」として、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

施工計画

- ・技術提案に係る具体的な施工計画

技術提案（定量的及び定性的な評価項目）

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

技術提案については、定量的な評価項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

これらの施工計画と技術提案とともに、工事全般にわたる施工を確実に担保するため、簡易型において評価対象とする企業の施工実績や配置予定技術者の能力等の「企業の技術力」に係る評価項目を併せて評価することも考えられる。

また、低入札工事においては下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著となる傾向があり、適切な施工体制が確保されない恐れがあることから、施工体制の確保状況を評価項目の1つとすることも考えられる。

標準型における評価項目の設定例を表 3-3 に示す。

「企業の高度な技術力」の技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定する。この場合、評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、重要な技術的課題を抽出し、特化した提案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。表 3-4 に施工上の技術的課題の例を示す。

「企業の高度な技術力」の技術提案に関する評価項目の具体事例を表 3-5 に参考として示す。

表 3-3 標準型の評価項目の例

企業への期待	評価の視点	評価項目	特に重要な項目	提出を求める頻度		
				工事ごと	定期的	DB活用(1)
企業の技術力	施工計画	工程管理に係る技術的所見				
		材料の品質管理に係る技術的所見				
		施工上の課題に対する技術的所見				
		施工上配慮すべき事項				
		技術提案に係る具体的な施工計画				
	施工体制	品質確保の実効性				
		施工体制確保の確実性				
	企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績				
		工事成績				
		優良工事表彰				
		安全管理優良請負者表彰				
		イメージアップ優良工事表彰				
		関連分野での技術開発の実績				
	配置予定技術者の能力	資格				
		同種・類似工事の施工経験				
		工事成績				
		優良工事技術者表彰				
		継続教育(CPD)の取り組み状況				
		技術者の専門技術力(2)				
		当該工事の理解度・取り組み姿勢(2)				
	技術者のコミュニケーション能力(2)					
度企業の高技術力	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案				
	性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案				
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案				

1 国土交通省においてデータベース化されている評価項目。

2 ヒアリングを実施する場合の評価項目の例。

表 3-4 施工上の技術的課題の例

施工上の技術的課題		備考	
総合的なコスト	ライフサイクルコスト	供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される。	機械設備の燃料消費量の削減
		維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される。	橋梁等の塗装
	補償	補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。	水利権、漁協権等の補償期間の短縮
工事目的物の性能・機能	性能・機能	自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行性（平坦性、視認性等）が求められる。	道路舗装
		低騒音・低振動化により、住民満足度が向上する設備。	設備の騒音、振動
		材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形管理が求められる。	コンクリート構造物等
		施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	利水容量等の確保
社会的要請	近接施工	鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
		架空線があり、施工に配慮を要する。	
		地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
		民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
		病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	現道作業	施工にあたり交通規制が伴う。	
		施工にあたり、歩行者の安全対策に配慮を要する。	
	水質汚濁	水質汚濁防止の対策が必要。	
		地下水遮断の対策が必要。	
	騒音・振動	施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
	大気汚染	施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
	臭気	施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下	施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
	揮発性有機化合物	施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。	
環境	自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵、自然改変面積	

表 3-5 「 企業の高度な技術力 」に関する評価項目の具体事例

大項目	中項目	小項目	評価内容	築堤工事	護岸工事	根固・水制工事	床止工事（落差工・帯工）	堰・水門工事	樋門・樋管工事
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費の低減	消費エネルギー（電力、燃料）をどのように低減させるか 燃料消費量を何g/kw/h低減させられるか 維持管理費をどのように低減させるか						
	その他	補償費等	工事期間中の減電補償費をいくらか抑制できるか（施工期間で評価） 工事期間中の借地料をいくらか抑制できるか（施工期間で評価）						
工事的物の性能・機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	路面のわだちぬれ量を何mm以下に抑えるか 透水性舗装の透水量をどのように向上させるか 現場溶接の品質を如何に確保するか						
		走行騒音の低減	車両走行時の路面からの騒音を何dB低下させるか 改良柱体の強度のバラツキを如何に少なくするか						
		安定性の向上	軟弱地盤対策後の圧密沈下量を如何に低減させるか コンクリートのひび割れを如何に抑制するか						
		耐久性の向上	庫体、取水塔、スクリーン等に対して、もらい錆を如何に防止するか 骨材飛散抵抗性の損失率を何%以下に抑えるか						
		強度の向上	改良柱体の強度をどのように増加させるか 現場溶接のひずみをどのように防止するか						
		美観	周辺環境に配慮した自然石組みをどのように施工するか 石積みを使用する自然石をどのように選定するか						
		供用性の向上	供用後の路面の平坦性をどのように向上させるか 舗装材料の明るさをどのように向上させるか 監視カメラの性能を如何に向上させられるか						
		その他	品質・出来形・材料管理をどのように実施するか コンクリート等の品質向上のために、どのような施工をするか						
		社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中の工事騒音をどのように低減させるか 施工中の工事騒音を何dB低減出来るか 施工中の騒音発生期間を何日短縮出来るか				
振動の低減	施工中の振動をどのように低減させるか 施工中の振動値を何dB低減出来るか 施工中の振動発生期間を何日短縮出来るか								
粉塵の抑制	施工中の粉塵の発生をどのように抑制するか 施工中の粉塵濃度を何mg/m3低減できるか 法面などの裸地期間を何日短縮出来るか								
水質汚濁の抑制	工事排水のPH値を如何にして下げる（上げる）か 工事排水のSS値（浮遊物質）を何mg/L減少させるか 施工中の濁水発生期間を何日短縮出来るか 施工中に発生する汚水・排水をどのように処理するか								
景観の向上	施工中の景観をどのように保全するか								
大気汚染の抑制	施工に伴う二酸化炭素を何t-CO2削減できるか 建設機械からのNOx排出量を何t削減出来るか 排ガス対策機械を何割導入するか 施工中の排出ガスを如何に抑制するか 施工中の排出ガス量を何m3/hr削減できるか								
生活環境の維持	周辺環境に対してどのような配慮を行なうか 施工中の障害日数（漁業障害、除雪障害など）を何日短縮出来るか 生活環境を維持するためにどのような工程計画が提案できるか 生活環境を維持するためにどのような施工設備に係る提案が出来るか								
生態系の維持	施工に必要な面積を何m2縮小できるか								
その他	環境を維持するために施工期間を何日短縮出来るか								
交通の確保	規制時間の短縮		工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか 桁下高さの規制日数を何日短縮出来るか 作業時間を何時間短縮できるか						
	交通ネットワークの確保		周辺道路交通への影響を如何に軽減するか 道路迂回日数を何日短縮できるか 交通ネットワークを確保するためにどのような施工法を提案できるか						
特別な安全対策	安全対策の良否		第三者（一般車両、歩行者など）の安全をどのように確保するか 施工中の歩行者通路面積を何m2拡大できるか						
	被災リスク		隣隔距離（仮締切工の堤防からの離隔、切羽とアーチ覆工との距離など）を何m以上確保出来るか						
省資源対策又はリサイクル対策	リサイクルの良否		リサイクル材をどれくらい使用するか リサイクル対策についてどのような提案が出来るか 施工中の建設副産物の発生量をどれくらい削減できるか						
	省資源対策		分別解体・現場内集積に関してどのような提案が出来るか 現地発生材を如何に有効活用するか						

凡例) : 評価項目として適切 : 評価項目として概ね適切 : 設定事例あり : 設定事例なし

3-5-3 評価方法

これまでに標準型を適用した工事の事例では、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じた多様な評価項目の設定が図られてきたが、定性的な評価方法を採用している例が多く見られる。定性的な評価方法としては、発注者があらかじめ設定したキーワードまたは競争参加者の技術提案内容を整理したキーワードに対し、技術提案における記述状況等を評価する方法を多く採用しているが、簡易型と標準型との違いが不明確となっている懸念がある。

標準型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価するべきである。したがって、安易にキーワードの数により評価するのではなく、キーワードに係る記述から技術提案による品質への効果を評価するよう留意する必要がある。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把握しておくことが重要である。

また施工計画の評価では、技術提案に関して施工計画で示されることとなる提案根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価することが重要である。

次頁以降に、標準型における評価項目、評価基準及び得点配分の設定例を3例示す。

なお、標準型において競争参加者に技術提案の改善の機会を与える場合には、高度技術提案型の「4-7 技術提案の改善（技術対話）」を参照のこと。

標準型における評価基準及び得点配分の設定例（１）

想定される工事条件

- ・ 施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・ 長寿命化が求められる橋梁等構造物の建設工事 等

（１）施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	20.0	/20.0
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切	10.0	
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0	

（２）配置予定技術者の能力について（ヒアリング）

評価項目	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4.0	/ 4.0
	実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0	
	その他	0.0	
当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4.0	/ 4.0
	当該工事について適切に理解している	2.0	
	その他	0.0	
技術者のコミュニケーション能力	質問の意図を理解し、的確な応答ができる	2.0	/ 2.0
	その他	0.0	

(3) 技術提案について

評価項目	評価基準	得点
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容： ・ライフサイクルコスト ・その他(補償費等)	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定、等) ・コストとして評価(4)	/20.0
	(ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例) ・構造物の維持管理費 等 (その他コストに関する具体的な評価項目例) ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額 等	

(4) 得点合計

得点合計	/ 50.0
------	--------

- 1 配点については、工事特性(工事内容、規模、要求要件等)や地域特性等に応じて適宜設定してよい。
- 2 簡易型における評価項目を追加することも考えられる。
- 3 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。
- 4 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

標準型における評価基準及び得点配分の設定例（２）

想定される工事条件

- ・走行性（平坦性、視認性等）が求められる道路の舗装工事
- ・周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋等の建設工事
- ・コンクリート等の品質管理・出来型管理が求められるトンネル等構造物の補修・補強工事 等

（１）施工計画、（２）配置予定技術者の能力（ヒアリング）については、設定例（１）と同様とする。

（３）技術提案について

評価項目	評価基準	得点
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定、等）	/20.0
	（性能、機能に関する具体的な評価項目例） ・舗装の平坦性 等	

（４）得点合計

得点合計	/ 50.0
------	--------

- 1 配点については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。
- 2 簡易型における評価項目を追加することも考えられる。
- 3 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。

標準型における評価基準及び得点配分の設定例（３）

想定される工事条件

- ・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
- ・ 交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
- ・ 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

（１）施工計画、（２）配置予定技術者の能力（ヒアリング）については、設定例（１）と同様とする。

（３）技術提案について

評価項目	評価基準	得点
社会的要請への対応に関する技術提案内容： ・ 環境の維持 ・ 交通の確保 ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策 ・ リサイクル対策	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 （優／良／可の判定、等）	/20.0
	（環境の維持に関する具体的な評価項目例） ・ 工事排水のSS値 ・ 施工騒音の低減値 ・ 施工ヤードの裸地面積 等	
	（交通の確保に関する具体的な評価項目例） ・ 交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等	
	（特別な安全対策に関する具体的な評価項目例） ・ 歩行者用通路幅 等	
	（省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例） ・ 間伐材、伐採除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等	

（４）得点合計

得点合計	/ 50.0
------	--------

- 1 配点については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。
- 2 簡易型における評価項目を追加することも考えられる。
- 3 必要に応じて、得点合計を加算点あるいは技術評価点に換算する。

4. 高度技術提案型における審査・評価

4-1 適用の意義

高度技術提案型は、その適用の意義の考え方が標準型と基本的には同じであり、特定の技術的課題等に対し企業から提案される構造上の工夫や特殊な施工方法等を評価することにより、公共工事の品質向上を期待するものである。

公共工事の品質に関しては受注者の技術的能力に依存するところが大きい
が、我が国の建設業界の技術力は高い水準にあるため、高度技術提案型によりその高い技術力を有効に活用することで、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。

また、積極的に高度技術提案型を活用することにより民間企業の技術開発・技術者育成の促進にもつながるものである。

4-2 分類

高度技術提案型を適用する工事は大きく3つに分類でき、表 4-1 に分類、図 4-2 に適用を判断するためのフローを示す。

型及び型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めることが適切な場合であり、いずれも標準案を作成しないものである。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定した提案を求めることも可能である。その場合には高度技術提案型ではなく標準型を適用することが基本となる。型は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

従来、社会的便益の増加額等から算定した総合評価管理費を考慮し、予定価格の作成を行う場合（総合評価管理費計上型）があったが、今後このような場合には、高度技術提案型の型を適用し、技術提案をもとに予定価格を作成することを基本とする。

なお、工事規模の大小により高度技術提案型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

表 4-1 高度技術提案型の分類

分類		標準案の有無	求める技術提案の範囲	発注形態の目安
型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事目的物 ● 施工方法 	設計・施工一括
型	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無 (複数の候補有)	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事目的物 ● 施工方法 	設計・施工一括
型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める) 	設計・施工分離

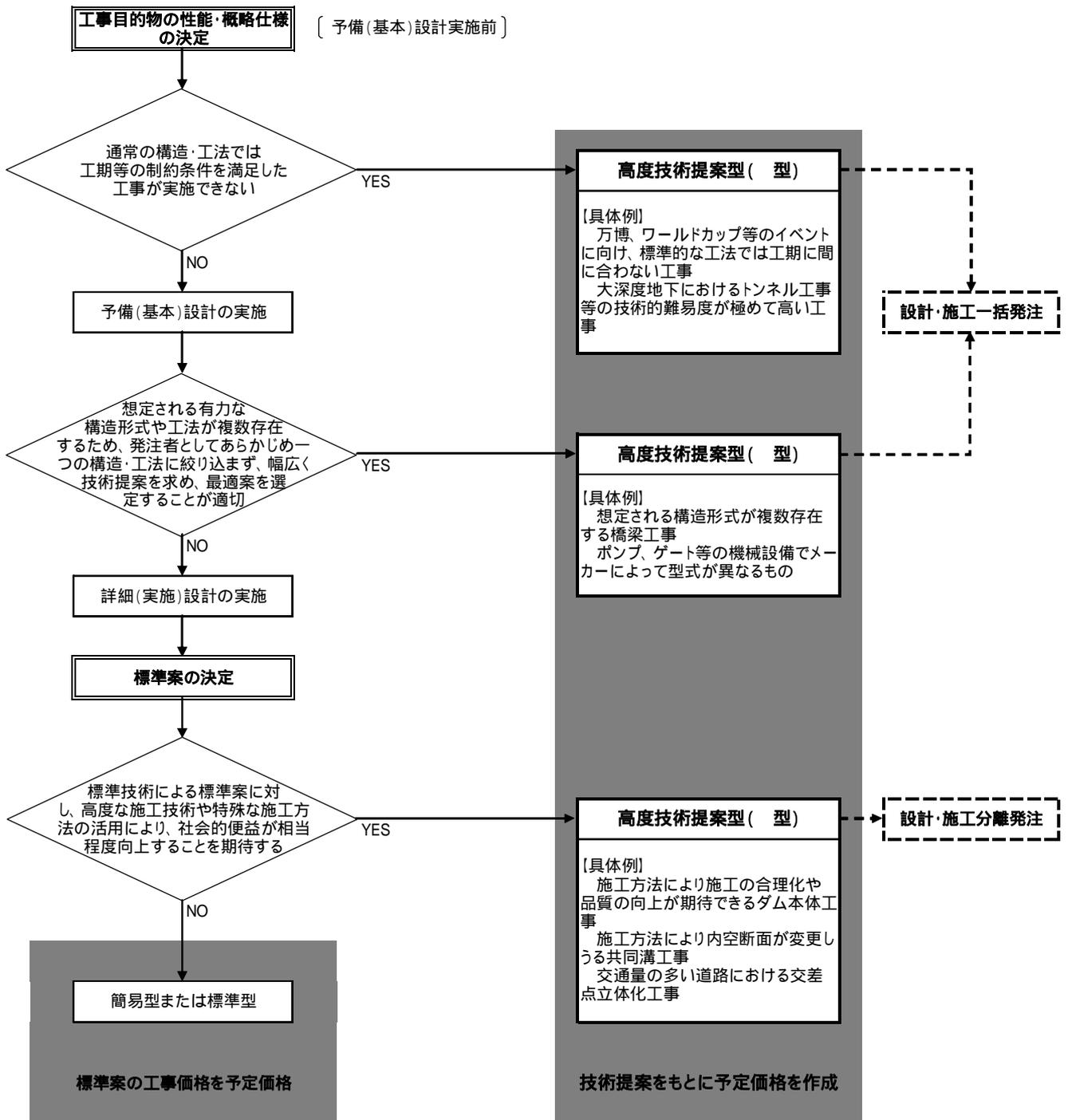


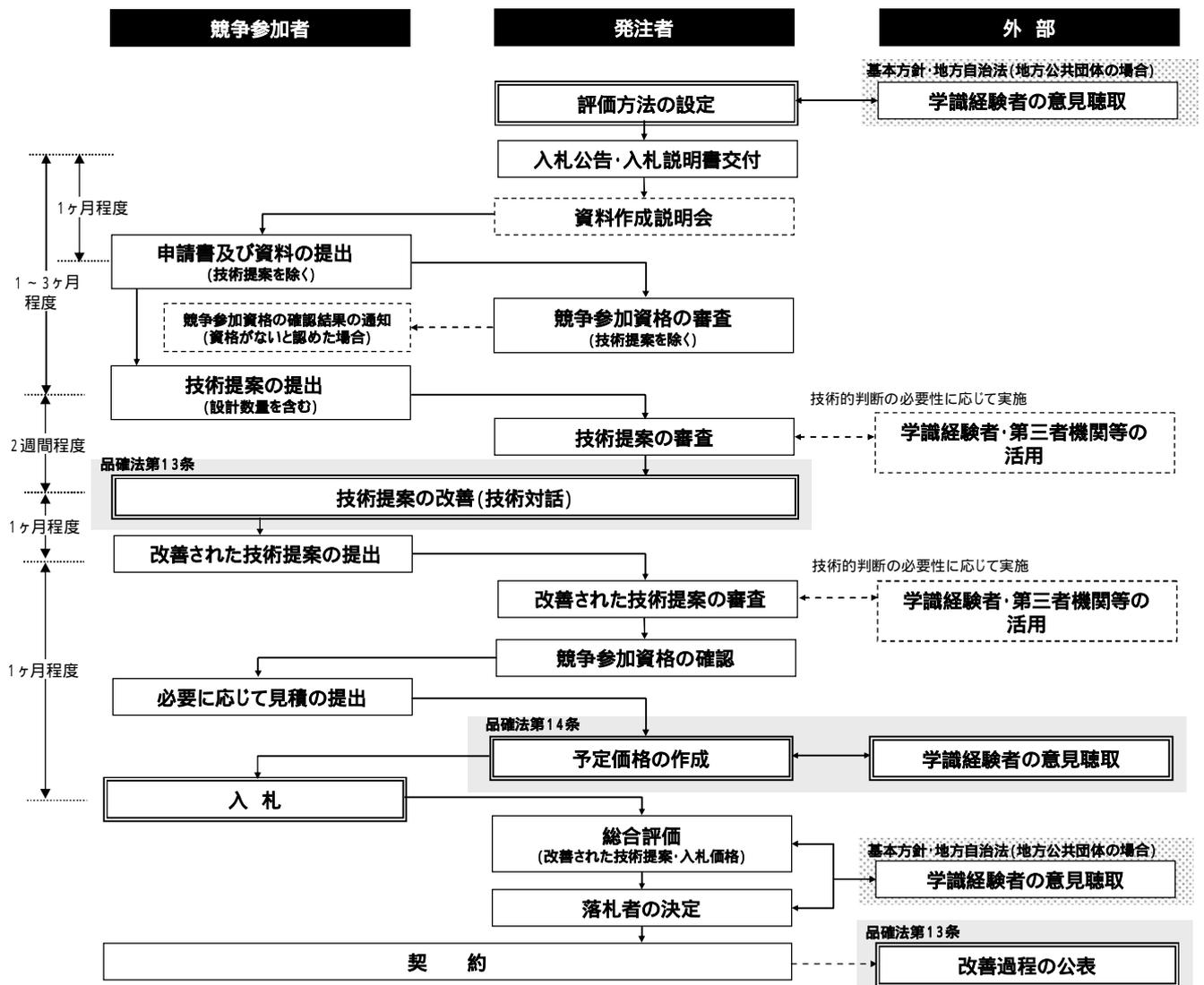
図 4-1 高度技術提案型の適用フロー

4-3 実施手順

高度技術提案型を実施する場合の標準的な手順は、図 4-2のとおりとする。

競争参加者が技術提案を作成するための期間及び技術提案を改善するための期間については、工事内容や技術提案の範囲等を踏まえ十分に確保する。また、発注者が技術提案を審査する期間については短縮に努めるものとする。

なお、入札公告から技術提案の提出までの期間が1ヶ月程度を超える場合は、入札公告から1ヶ月程度の時点で申請書及び技術提案を除く資料の提出を求め、技術提案を除く競争参加資格の審査を行い、資格がないと認めた場合には直ちにその旨を競争参加者に通知することとする。



型及び 型の場合は2～3ヶ月程度、 型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。
 なお、 型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

図 4-2 高度技術提案型の入札・契約手続フロー

4-4 入札説明書

一般競争入札において、公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。また、〔参考6〕に高度技術提案型における入札公告及び入札説明書の例を示す。

(a) 工事概要

- ・総合評価方式の適用の旨

(b) 競争参加資格（入札参加要件）

簡易な施工計画が適切であること

企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること

企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を

満たしていること

(c) 総合評価に関する事項

入札の評価に関する基準

- ・評価項目（技術提案内容）

- ・評価基準

- ・評価項目ごとの評価基準

- ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値

- ・得点配分

総合評価の方法

落札者の決定方法

評価内容の担保

- ・技術提案内容の不履行の場合における措置

（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）

(d) 競争参加資格の確認等

提出を求める技術資料

配置予定技術者のヒアリングの有無

競争参加資格確認結果の通知

(e) 入札及び開札の日時

(f) その他（技術資料の提出様式等）

4-4-1 発注者が明示すべき事項

(1) 発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書等、契約図書への明示を徹底する。

特に 型及び 型については発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項を詳細に明示することが重要である。具体例を以下に示す。

表 4-2 発注者の要求要件の明示の例

要求事項		型	型
工事内容		【交差点立体化工事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 道路アンダーパス ● 切り回し道路 ● 本線拡幅 ● 連結側道 ● 道路付属施設 	【橋梁工事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 下部工 ● 上部工 ● 仮設工
要求要件	最低限の要求要件	〔目的物に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、用地幅 ・ 道路規格、設計速度 ・ 幅員 ・ 道路構造令等基準類の準拠 〔施工に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数が最大 日以内 ・ 施工計画が適正であること 	〔目的物に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 架設地点 ・ 道路規格、設計速度 ・ 幅員 ・ 道路橋示方書等基準類の準拠 ・ 100年間の維持管理費が最大 円以内 〔施工に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画が適正であること
	上限値 (最高得点を与える状態)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数の目標値が 日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100年間の維持管理費の目標値が 円
技術提案を 求める範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物の構造形式 ・ 構造の成立性の検証方法 ・ 温度応力や配合等、コンクリートのひびわれ抑制対策 ・ 施工中の騒音、振動、粉塵の抑制対策 ・ 現道の交通について、安全性を確保するための対策 ・ 上記項目の施工計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物の構造形式 ・ デザイン ・ 構造の成立性の検証方法 ・ 維持管理を容易とするための提案 ・ 施工中の溶接部等の品質検査方法 ・ 上記項目の施工計画
施工条件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制時間 ・ 規制時幅員、確保車線 ・ 施工時間帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入道路 ・ 施工時間帯

(2) 設計数量等の提出要請

1) 設計数量の提出

発注者は競争参加者に対し、当該技術提案を作成した際の基礎となっている設計数量について、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応させた数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。数量総括表及び内訳書のイメージを次頁に示す。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、型及び型は直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とし、型はそれらのうち技術提案を求める部分のみとする。具体例を以下に示す。

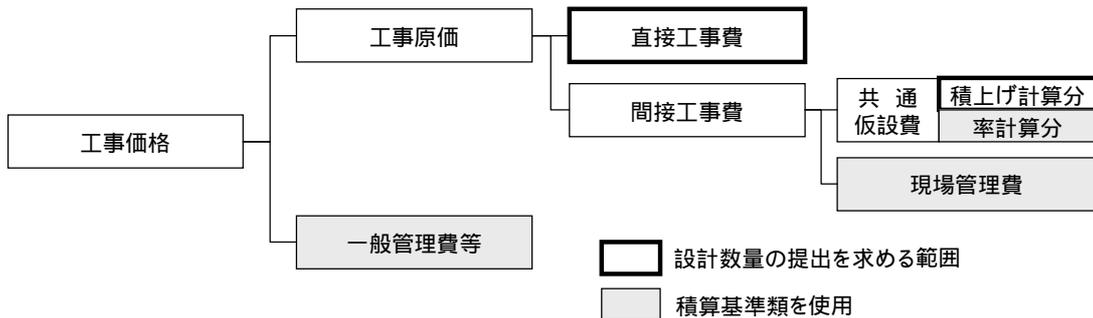


図 4-3 設計数量の提出を求める範囲

表 4-3 設計数量の提出を求める範囲の例（橋梁工事の場合）

工種等	種別等	型 【設計・施工一括発注方式による橋梁工事（下部工・上部工）の例】	型 【橋梁上部工工事に於いて現道作業期間の短縮を図る提案を求める例】
下部工	土工		-
	橋台工		-
	橋脚工		-
	基礎工		-
上部工	橋体工（製作・運搬含む）		
	架設工		
	支承工		
	床版工		
	伸縮装置		
仮設工（仮設道路等）			
共通仮設費	積上げ計算分		
	率計算分	-	-

- ：設計数量の提出を求める。
- ：競争参加者の判断により、標準案から変更する場合に必要な設計数量を提出する。
- ：設計数量の提出を求めない。

2) 見積の提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積が必要な場合には、技術対話において見積の提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て競争参加資格があると確認された後、要請された見積を提出する。

数量総括表					第 号 主桁架設一式 数量内訳書				
工事区分	工種	種別	細別	規格	名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホストポジション桁製作	主桁製作		主桁架設		日	.	
					架設機械据付・解体		式	1	
					軌道敷設・撤去		m	.	
					機械器具費		式	1	
					アンカー工		個	.	
					計				
			主桁製作				本	7	
			主桁製作設備				式	1	第 号内訳書
	コンクリート橋架設工						式	1	
			主桁架設	架設桁架設			式	1	第 号内訳書
共通仮設							式	1	
	共通仮設費 (積上げ分)						式	1	
		安全費					式	1	第 号内訳書
	共通仮設費 (率分)								

図 4-4 型及び 型における数量総括表と内訳書のイメージ

数量総括表					第 号 主桁架設一式 数量内訳書				
工事区分	工種	種別	細別	規格	名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホストポジション桁製作	主桁製作		主桁架設		日	.	
					架設機械据付・解体		式	1	
					軌道敷設・撤去		m	.	
					機械器具費		式	1	
					アンカー工		個	.	
					計				
			主桁製作						
			主桁製作設備						
	コンクリート橋架設工						式	1	
			主桁架設	架設桁架設			式	1	第 号内訳書
共通仮設							式	1	
	共通仮設費 (積上げ分)						式	1	
		安全費					式	1	第 号内訳書
	共通仮設費 (率分)								

図 4-5 型における数量総括表と内訳書のイメージ

3) 留意事項

A. 各種資料の提示

技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者への閲覧等により示す。

また、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアやNETIS等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

B. 技術提案書の分量

発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努める。

C. 検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保する。

D. リスク分担の明示（設計・施工一括発注方式の場合）

契約時点での不確定要因（施工条件、地質条件等）を抽出し、契約時と状況が異なった場合に、発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書に明示する。

E. 設計の照査（設計・施工一括発注方式の場合）

設計・施工一括発注方式においては、詳細（実施）設計終了後の照査が品質の確保上重要であり、必要に応じて概略設計や予備（基本）設計を実施したコンサルタント等の活用を図る。

4-4-2 自由提案の受け付け

発注者が指定した評価項目以外に、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者からの提案が見込まれる場合にはこれらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、加算項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨、及び評価における扱い（例えば「最大 点加算」等）を明示することが必要となる。

4-4-3 除算方式における加算点の設定

加算点が低い場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するとともに、提案のインセンティブを高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、高度技術提案型の加算点は50点以上に設定することが望ましい。

4-5 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

高度技術提案型では以下の項目より、技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

必要に応じて、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術資料の評価においても活用することができる。

- 配置予定技術者の経歴・資格
- 同種・類似工事の施工経験の有無
- 同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- 当該工事に関する質問の有無 等

表 4-4 高度技術提案型の技術的能力の審査項目と基準

審査項目		審査基準
簡易な 施工計画 (1)	工程管理に係る技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の手順が適切であること ・ 各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係る技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業 の 施工 実績	同種・類似工事の施工実績 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置 予定 技術 者の 能力	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
	同種・類似工事の施工経験 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること

- 1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。
- 2 同種・類似工事については、当該工事の特性を踏まえ、工事目的物の具体的な構造や規模等を適切に設定する。他の発注機関における施工実績を認める等、新規参入企業を排除しないように留意する。施工実績及び工事成績については、C O R I N S等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

4-6 技術提案の審査・評価

4-6-1 評価項目

高度技術提案型においては、「企業の高度な技術力」に係る評価項目として、以下の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行う。

施工計画

- ・ 技術提案に係る具体的な施工計画
- 技術提案（定量的及び定性的な評価項目）
- ・ 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・ 社会的要請への対応に関する技術提案

施工計画については、技術提案に関して施工計画で示されることとなる提案根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価するものとする。また技術提案については、定量的な評価項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定性的な評価項目を併せて設定することを基本とする。

また、技術提案に係る評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、重要な技術的課題を抽出し、特化した提案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

施工上の技術的課題の例を表 3-4 に、また「企業の高度な技術力」の技術提案に関する評価項目の具体事例を表 3-5 に参考として示す。

また、表 4-5 に技術提案に関する評価項目の例、次頁以降に評価項目・評価基準の設定例を示す。

なお、施工計画と技術提案の得点配分は、同程度とする。

表 4-5 高度技術提案型の技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目		適用	
	定性評価	定量評価	・ 型	型
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト (維持管理費)、補償費		
工事目的物の性能・機能の向上	構造の成立性			
	品質管理方法			
	景観			
		機械設備等の処理能力		
社会的要請への対応		施工期間(日数)		
	貴重種等の保護・保全対策			
	汚染土壌の処理対策			
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策			
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、 粉塵濃度、CO ² 排出量		
	現道の交通対策	交通規制期間		
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、 SS 値		

工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

高度技術提案型における評価項目・評価基準の設定例（１）

（交差点立体化工事【 型】）

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内での工事実施が困難であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	< 定性評価 > 構造の成立性	提案目的物の構造及び安定計算、解析手法が適切であり、成立性の判断が可能である。
		提案目的物の構造及び安定計算、解析手法は妥当であるが、成立性の判断において、明確にすべき追加事項がある。
	< 定性評価 > コンクリートのひび割れ制御に関する品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、優位な工夫が見られる。
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	< 定量評価 > 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を 0 点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求要件： 日 ・目標状態： 日
		現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
	< 定性評価 > 周辺住民の生活環境維持対策	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
< 定性評価 > 現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。	
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	
	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。	
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
		施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

高度技術提案型における評価項目・評価基準の設定例（２）

（橋梁工事【 型】）

現地の条件により想定される有力な構造形式が複数存在する橋梁工事であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	< 定量評価 > ライフサイクルコスト	年間に必要となる維持管理費 維持管理費は、各使用材料別の耐用年数に基づき算出する。
	< 定性評価 > ライフサイクルコスト低減のための対策	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する優位な工夫が見られる。
		維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。
		維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。
	< 定性評価 > 構造の成立性	提案目的物の構造及び安定計算、解析手法が適切であり、成立性の判断が可能である。
		提案目的物の構造及び安定計算、解析手法は妥当であるが、成立性の判断において、明確にすべき追加事項がある。
< 定性評価 > 品質検査方法	施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために優位な工夫が見られる。	
	施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために工夫が見られる。	
	施工中における溶接部等の品質検査方法について、一般的な方策のみの記載となっている。	
< 定性評価 > 景観	周辺環境に調和したデザインになっており、景観に対する優位な工夫が見られる。	
	周辺環境に調和したデザインになっている。	
	不適切ではないが、一般的なデザインになっている。	
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

高度技術提案型における評価項目・評価基準の設定例（3）

（重力式コンクリートダム本体工事【 型】）

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	< 定性評価 > コンクリート(骨材)の品質管理方法	原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に、優位な工夫が見られる。
		原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	< 定量評価 > 施工期間(日数)	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求要件： 日 ・目標状態： 日
	< 定性評価 > 濁水処理対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。		
不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。		
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画(確実な工程計画) ・ 安全性	現地条件(地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等)を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

4-6-2 技術提案の審査

技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者、公的機関の研究所（例えば独立行政法人土木研究所、国土交通省 各地方整備局等の技術事務所及び国土技術政策総合研究所等）の研究者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

1) 発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

2) 技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法についてはNETIS等を活用して情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

3) 設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

[確認事項の例]

- ・積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- ・技術提案内容に応じた内訳となっているか
- ・工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- ・積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか 等

4-7 技術提案の改善（技術対話）

高度技術提案型では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる。

4-7-1 技術対話の実施

(1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

(2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

(3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

1) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

2) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者に対し競争参加資格がない旨を通知する。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場

合には、追加資料の提出を求める。

3) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

4) 見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

競争参加者は、競争参加資格があると確認された後、要請された単価表等の見積を提出するものとする。

(4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

4-7-2 改善された技術提案の審査

予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

4-8 予定価格の作成

高度技術提案型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる。

予定価格は、結果として最も優れた提案を採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

4-8-1 予定価格の算定方法選定の考え方

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。

技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。

見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。

技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格(最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値)を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定するには「4-8-2(1) 設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

表 4-6 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
評価値の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のB〕	V F Mの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のE〕	技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
見積価格の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のD〕	予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 入札時点での競争性が確保される。	評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格 〔図中のE'〕	技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 V F Mの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

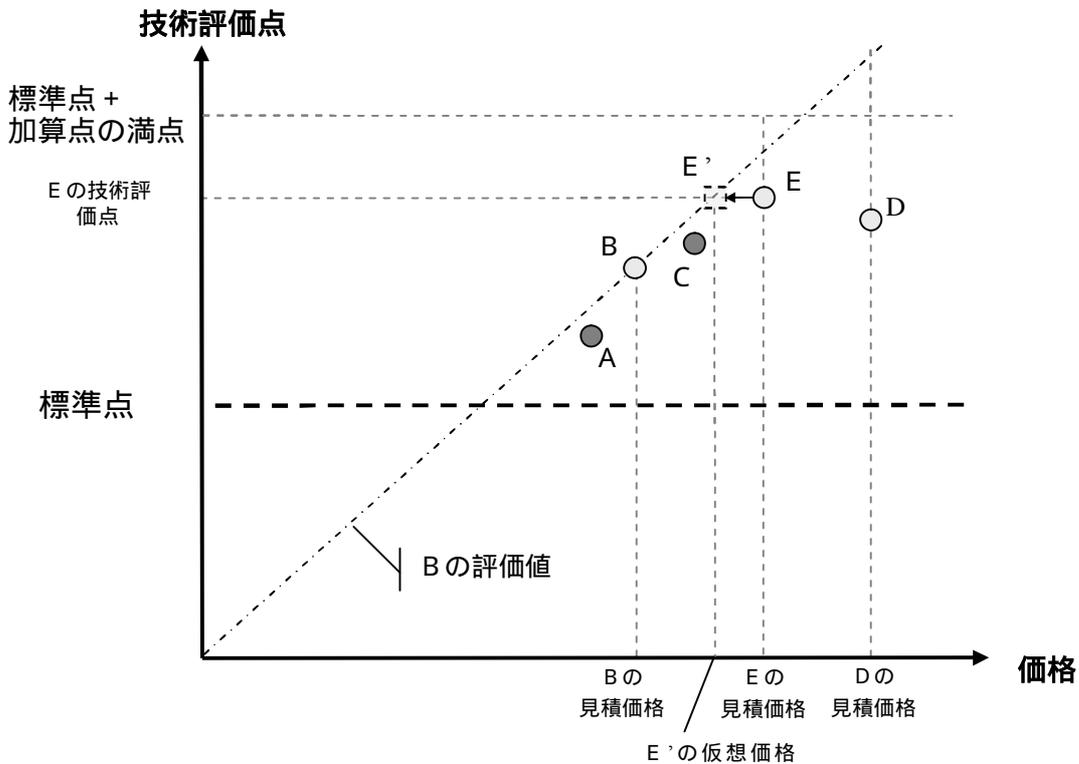


図 4-6 予定価格の算定方法選定のイメージ

4-8-2 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(1) 設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行う。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を当該工事に適用する場合、当該発注機関における積算基準類の策定担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

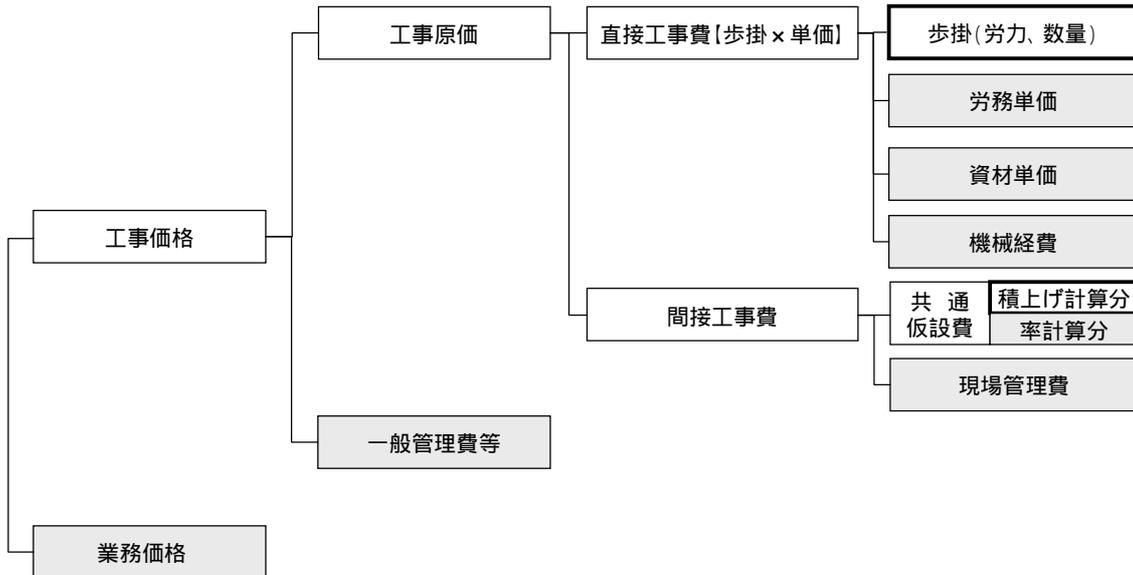
1) 歩掛

歩掛については、標準歩掛や新技術活用支援施策におけるパイロット歩掛を使用する。

ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等が無い場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定する。

2) 労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。



積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の設計数量等を参考にする。
 積算基準類を使用

設計・施工一括発注方式の場合には設計費を計上

図 4-7 予定価格算定における競争参加者の数量等の使用範囲

第 号 架設機械据付・解体1式当たり内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁世話役		人		,	,	人/日× 日= 人
橋梁特殊工		人		,	,	人/日× 日= 人
普通作業員		人		,	,	人/日× 日= 人
トラック レーン賃料	油圧式 t吊	日	.	,	,	
諸雑費		式	1			端数整理
計					,	

第 号 安全費(積上げ分)一式内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員		人		,	,	人/日× 日= 人
計					,	

:積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の数量等を参考にする。

:積算基準類を使用。

図 4-8 競争参加者の数量等を使用した予定価格算定の例

(3) 学識経験者の意見聴取

高度技術提案型において、競争参加者からの技術提案を基に作成する予定価格の妥当性を確保するため、技術提案の審査にあたっては学識経験者の意見を聴く必要がある（品確法第14条）。

1) 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

2) 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。意見聴取内容の例を次に示す。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

〔意見聴取内容の例〕

- 予定価格算定の対象となった技術提案の適切性
技術評価点と見積価格の図表上でどの技術提案を採用したかの考え方の妥当性
- 予定価格の算定方法の適切性
技術提案を実施するために必要な設計数量等の検証や積算基準類への置き換えの妥当性

5. 総合評価の方法

5-1 評価値の算出方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

評価値の算出方法としては、加算方式または除算方式を基本とするが、これらの方法以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、当該方法を用いてもよい。

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工物品質の確保を図る簡易型への適用が考えられる。一方、除算方式における評価値は、V F M (Value for Money) の考え方によるものであり、価格あたりの工物品質を表す指標であるため、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る標準型及び高度技術提案型への適用が考えられる。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用拡大を図ることが望ましい。なお、これらの方式の適用については、今後の実施状況を踏まえ、引き続き検討が必要である。

いずれの方式においても、技術評価点については、各発注者が工事特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じて適切に設定することが重要である。加算方式において価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合や、除算方式において標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合には、工事の品質が十分に評価されない結果となることに留意する必要がある。

〔参考7〕に加算方式と除算方式の比較を示す。

(1) 加算方式

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点の算出方法の例

- $A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して高くなることから低価格入札を助長する恐れがある。例えば、次式のように入札価格が調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる等の方法も考えられる。
- $A \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$ (< 1 とする。)

技術評価点の設定の考え方

- 価格評価点に対する技術評価点の割合は工事特性に応じて適切に設定する。

特徴

- 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の确实性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。

(2) 除算方式

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

技術評価点の設定の考え方

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 加算点：表 5-1 を標準とする。

表 5-1 標準的な加算点

総合評価方式	加算点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合
簡易型	10～30点	10～50点
標準型	10～50点	10～70点
高度技術提案型	50点～	-

技術評価点に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

- 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することが望ましい。

特徴

- VFMの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
- 入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

5-2 技術評価点の算出方法

(1) 評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については、評価項目の特性を踏まえ、次の 1) による定量的な評価基準、または下記 2)、3) のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に 0 点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

2) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2 段階、3 段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの提案内容が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば 3 階層（優 / 良 / 可）による判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当するものにはその 50%、可は 0 点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

3) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、提案内容を順位付けし、順位に対応した点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に 0 点を付与し、中間の者には均等に按分した点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過小となる場合があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

(2) 技術評価点の算出方法

評価項目ごとに算定された評価結果から技術評価点（除算方式の場合には加算点）を算出するにあたり、競争参加者間で最も評価の高い者に加算点の満点を付与する「一位満点方式」や得点の合計をそのまま加算点とする「素点計上方式」が多く採用されているが、それぞれの技術評価点の算定方法の

長所・短所に留意して選定する。

表 5-2 技術評価点の算定方法

	概 要	長 所	短 所
素点計上方式	各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする方式。	<ul style="list-style-type: none"> ・得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 ・加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。
一位満点方式	各評価項目の得点（素点）の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて案分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。 ・競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。
一位満点・最下位0点方式	各評価項目の得点の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には0点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて案分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。 ・競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

6. 入札及び契約

6-1 入札

競争参加者は、技術提案（高度技術提案型の場合には、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案）及び価格により入札する。入札時における技術提案の修正・改善は認めないものとする。

なお、競争参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

発注者は、入札説明書等に記載した評価方法に基づいて、技術提案と価格との総合評価を行い、落札者を決定する。

また、発注者は入札から契約に至るまでの手続については、速やかに行うよう努める。

6-2 低価格入札への対応

国債工事等の複数期にまたがる工事の一期工事（前工事）において、低価格による入札がなされている事例が見られることから、二期工事以降の工事（後工事）の請負契約を一期工事の契約者と随意契約により締結する予定がある場合には、あらかじめ一期工事の入札説明書において、当該工事の入札内容が二期工事以降の工事においても担保されることを当該工事及び二期工事以降の工事の契約条件とする旨を明記しておく必要がある。

また、競争参加者から技術提案を求める標準型や高度技術提案型においては発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられ、それらの提案に基づくコスト縮減により低入札価格調査の対象となる場合がある。低入札価格調査では、落札予定者の技術提案の内容を踏まえて調査する必要がある。

特に高度技術提案型においては、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができるため、予定価格算定の対象となった競争参加者以外の者が落札予定者となった場合には、当該落札予定者の入札価格と、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算される価格との比較を行い、入札価格の妥当性を確認することとする。その結果、技術提案の内容に従って工事を確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

6-3 総価契約単価合意方式の適用

競争参加者に技術提案の提出を求め、当該技術提案に基づき実施する総合評価方式の適用工事においては、受発注者間の双務性の向上とともに、契約

変更等における協議の円滑化を図るため、従来通り総価による契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意しておく総価契約単価合意方式を採用することが望ましい。

特に高度技術提案型においては次に掲げる理由から、総価契約単価合意方式を適用することを基本とする。なお、設計・施工一括発注方式を適用する場合には、詳細（実施）設計の完了後、工事着工前までの間に単価を合意することを基本とする。

- 高度技術提案型では技術評価点の最も高い競争参加者の技術提案をもとに予定価格を定めることを基本としているため、他の競争参加者が落札した場合には予定価格における工事費の内訳と落札者の入札価格の内訳が異なることとなる。
- 設計・施工一括発注方式を適用する場合には、技術提案に基づく詳細設計が完了した段階で数量が確定し、当初契約時とは数量が変更となる可能性があるが、総価契約の金額は変更しない。ただし、条件変更がある場合には詳細設計後の数量に基づき設計変更を行うこととなる。

なお、総価契約単価合意方式を採用しない場合には、現行の契約変更の取扱において、技術提案によりコスト縮減した者に対し、契約変更等にその落札率が反映される仕組みとなっており、競争参加者の技術提案に対する意欲の低下を招いている懸念がある。このことから、技術提案によるコスト縮減がなされた場合、契約変更時には入札時の落札率からコスト縮減分を差し引いて運用することが望ましい。

7. 技術提案の履行の確保

(1) 契約書における明記

総合評価方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

(2) 評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立的かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。

また、いずれの場合においても工事成績評価の減点対象とする。

【入札説明書における記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責により、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、（２）２） 「一般国道 号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評価を減ずる措置を行う。

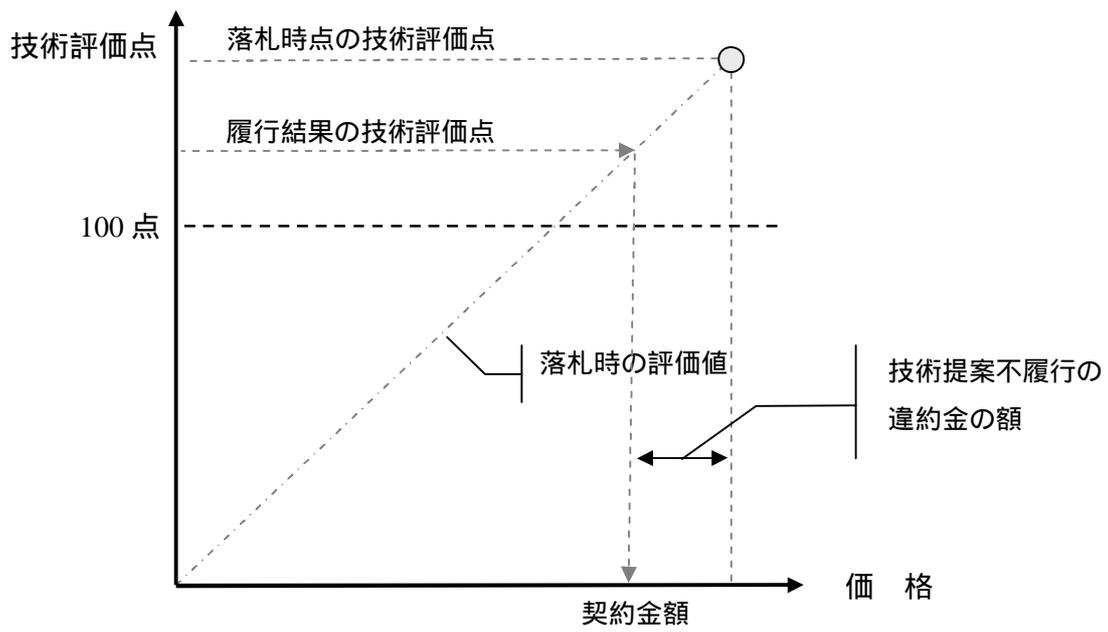


図 7-1 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

8. その他の留意事項

8-1 情報公開

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。また、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、契約後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

総合評価方式の適用の旨

競争参加資格

入札の評価に関する基準

- ・ 評価項目
- ・ 評価基準
 - ・ 評価項目ごとの評価基準
 - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
- ・ 得点配分

総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

業者名

各業者の入札価格

各業者の価格評価点（加算方式の場合）

各業者の技術評価点

各業者の評価値

技術提案の改善過程（高度技術提案型の場合）

落札結果の公表イメージを表 8-1 に、技術力評価結果の公表イメージを表 8-2 に示す。

高度技術提案型においては、技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後に速やかに評価結果とともに、 の技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に表 8-3 に示す技術提案内容と改善内容に対し、改善過程の公表イメージを表 8-4 に示す。

表 8-3 技術提案の改善過程の具体例

技術提案の内容	橋梁の架設工法である 工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。 工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は 工法を採用する。
改善の内容	<p>〔発注者からの指摘事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・ 提案工法の安全性の確認： 工法の施工手順の詳細資料を要請。 <p>〔自発的な改善事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

(3) 苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった競争参加者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該競争参加者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の技術力評価の結果を提供する。

表 8-4 技術提案の改善過程の公表イメージ

工事件名	高架橋工事
事務所名	国道事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技寿提案の再提出	年 月 日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項 目	社		社		社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善				

8-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。

(1) 国における学識経験者の意見聴取

国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法等を定めようとするときは、各地方整備局等に設置された総合評価委員会において学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者の決定についても意見を聴く。

1) 総合評価方式の実施方針に関すること

総合評価方式の適用工事を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

2) 複数の工事に共通する評価方法に関すること

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

3) 必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定に関すること

特に、標準型及び高度技術提案型の総合評価方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するために学識経験者の意見を聴取する。

(2) 地方公共団体における学識経験者の意見聴取

地方公共団体においては地方自治法施行令（第167条の10の2）に基づき、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、または落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く。（〔参考8〕参照）

この場合、以下に示すような運用面での工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

各発注者ごとにまたは各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。

既存の審査の場に学識経験者を加える。

個別に学識経験者の意見を聴く。

(3) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

8-3 総合評価方式の効果の検証

今後、地方公共団体において総合評価方式の導入が促進され、各発注者の公共工事の発注状況や工事の特性等に応じて、独自の評価項目や評価方法等が採用されることが見込まれる。したがって、各発注者は総合評価方式の実施状況等からその効果について検証を行うとともに、必要に応じて学識経験者の意見を聴取し、評価項目や評価方法等の改善に努める必要がある。

8-4 発注者の支援

(1) 発注者支援制度の活用

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは異なり、価格のみの競争では工事品質の低下を招く恐れもある。そのため、品確法ではすべての発注者に対し、総合評価方式の導入を求めており、さらに発注者の責務として技術審査や評価、工事の監督・検査等を適切に実施することとされている。しかし、技術職員の少ない市区町村等の地方公共団体では発注者自らすべてを実施することが困難である場合も想定される。

このような発注者においては国や都道府県等の支援を求めるとともに、必要な能力をもつ外部機関へ発注関係事務を委託すること等が考えられ、例えば、国土交通省の各地方整備局等において整備されている発注者支援制度を活用することができる。一例として、表 8-5 に中部地方整備局における発注者支援の取り組み、表 8-4 に各地方整備局等における発注者支援制度の窓口を示す。

なお、総合評価方式の適用において発注者支援等を活用するにあたっては、中立かつ公正な立場での支援を求めるとともに、機密の保持等の徹底を図る必要がある。

表 8-5 中部地方整備局における発注者支援の取り組み

名称	認定要件		業務内容	業務範囲（管理技術者）				
				設計補助	積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
公共工事発注者支援機関認定制度 ・ 公共工事発注者支援技術者認定制度（試行）	種	以下の全てに該当する者 ・認定を受けた機関と恒常的な雇用関係がある者 ・「発注者支援業務技術者認定試験（種又は種）」に合格した者 （有効期間：3年） ・「発注者支援業務技術者講習」を受講した者 （有効期間：3年）	発注者補助業務					
	種					-	-	
発注業務技術者制度（拡大）	種	以下の全てに該当する者 ・施工体制の確保に関する推進協議会を構成する中部地方整備局及び管内4県2政令市の職員 ・「発注者業務技術者認定試験（種）」に合格した者	総合評価委員会の学識経験者として総合評価を円滑に行えるようにサポート	-	-	学識経験者と同等	-	-

表 8-6 国土交通省における発注者支援制度の窓口

地方整備局等	住 所	電話番号	メールアドレス
北海道開発局	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311 (内線 5484)	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
東北地方整備局	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171 (内線 3313)	hinkaku@thr.mlit.go.jp
関東地方整備局	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-601-3151 (内線 3257)	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
北陸地方整備局	〒950-8801 新潟県新潟市美咲町1-1-1	025-280-8880 (内線 3314)	hinkaku@hrrmlit.go.jp
中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8131 (内線 3314)	hinkaku@cbr.mlit.go.jp
近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141 (内線 3313)	hinkaku@kkrlit.go.jp
中国地方整備局	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231 (内線 3312)	hinkaku@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-851-8061 (内線 3312)	hinkaku@skr.mlit.go.jp
九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331 (内線 3313)	hinkaku@qsr.mlit.go.jp

(2) 工事实績データベース等の活用

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

また、工事成績評定に関するデータを発注者自ら蓄積するとともに、その活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

なお、工事成績評定を導入していない発注者においては、国土交通省が定めている請負工事成績評定要領、さらに小規模工事を対象とした小規模（市町村）工事成績評定要領（案）を活用することができる。

監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

9. 今後の課題

9-1 フォローアップ調査の継続

「1-2 総合評価方式の変遷及び本報告の位置付け」に記したように、総合評価方式は平成12年に財務大臣との包括協議が整い「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」がとりまとめられて以降、性能等の評価方法や方式の適用に対する考え方が大きく変化してきている。

国土交通省においては、品確法の施行に伴って公共工事への総合評価方式の適用が急激に拡大されてきているが、工事特性に応じた型式（簡易型、標準型及び高度技術提案型）や評価項目、評価方法の選定が適切になされていない事例も見受けられる。

地方公共団体においては、都道府県でほぼ全面的に総合評価方式が導入されてきているが、市区町村では未だ導入初期の段階にあると言える。また、競争参加者に技術提案や施工計画を求めず、競争参加者の技術力として企業の施工実績や工事成績等のみを評価する方式を導入している地方公共団体もあるが、その位置付けや効果が十分に検証されていないと考えられる。

さらに、総合評価の方法として、現在、主流となっている除算方式に対し、今後はより技術力評価を反映しやすい加算方式の導入も見込まれている。

このように総合評価方式の適用拡大に伴い、発注者により総合評価方式の評価項目や評価方法等が多様化してきている。このことから、総合評価方式における本質的な評価を実現させていくためにも、総合評価方式の元来の趣旨をも踏まえつつ、必要に応じ総合評価方式の体系（各方式の名称を含む。）を見直すとともに、引き続きその効果等を検証し更なる検討を実施していく必要がある。

9-2 実施に向けた体制の整備

公共工事の発注者は品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特にこれまでの指名競争入札から一般競争入札及び総合評価方式への入札・契約制度の転換により、発注者は個々の工事における完成時の評価だけでなく、入札・契約段階における資格審査や評価、さらに工事施工段階におけるプロセス評価を充実していく必要がある。

具体的には、入札・契約段階では当該工事の特性等を踏まえて競争参加者に求める技術提案（簡易な施工計画を含む）の課題を適切に設定するとともに、提出された技術提案を適切に審査・評価することが求められる。また、工事施工段階では提案内容の履行を確保するため、監督及び技術検査においてより一層、工事の施工状況の確認を充実させていく必要がある。

このような認識のもと、発注者は総合評価方式の実施に向け、相応の能力を有する技術職員の確保と育成に努めるとともに、必要に応じて発注者支援制度の活用を図ることにより体制を整備する必要がある。国においても技術的な審査・評価を専門的に行う体制の構築について検討する必要がある。

また、総合評価方式の導入を促進するため、各地方整備局等を中心に設置している品質確保協議会等の場を活用して発注者間の情報交換を積極的に行うとともに、各発注者が参考にできるように評価項目や評価方法等に関するデータベースの構築について検討を行う必要がある。

さらに、国や都道府県が市区町村等の技術職員を育成するために、講習会や研修を実施する等、発注者支援制度の充実を図るとともに、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえた支援制度の導入について検討していく必要がある。

9-3 入札・契約手続の改善

一般競争入札方式の拡大による競争参加者の増加や総合評価方式の適用拡大により、発注者においては技術審査・評価等に係る事務量の増大が懸念されている一方、受注者からは技術提案に要する適切な期間の確保、配置予定技術者の確保のための期間短縮等の要望が挙げられており、入札・契約手続の改善が課題となっている。

適切な入札・契約手続期間の確保が可能な入札・契約手続として、例えば、簡易型や標準型を適用する場合には、公告後に入札書（価格と技術提案）と競争参加資格確認資料を求め、価格だけを開札して予定価格以下の応札者の参加資格を確認した後に、技術提案等から技術力の審査・評価を行い、総合評価により契約の相手方を決定する事後審査型入札方式が考えられる。

事後審査型入札方式を採用する場合、入札書を開札した後の競争参加資格の審査ならびに技術提案の審査・評価に対し、中立かつ公正な運用への留意が必要である。例えば、電子入札システムを活用することにより、発注担当職員は入札書の内容（価格）を確認することなく、技術提案に係る審査・評価を実施する等が考えられるが、この方式の運用方法等については引き続き検討が必要である。

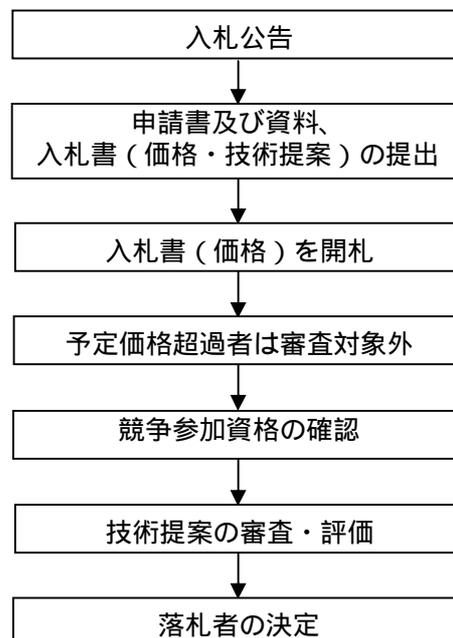


図 9-1 事後審査型入札方式の入札手続フローのイメージ

9-4 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令（第167条の10の2）により、地方公共団体においては総合評価方式を適用するにあたり、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くことが義務づけられている。

しかし、この規定は発注者の恣意を排除し中立かつ公正な審査・評価を行う上で重要であるが、地方公共団体が総合評価方式の適用を拡大していく上での課題となっており、今後、運用に係る社会的コストが極めて大きくなる場合には、より効率的に発注関係事務を実施するための方策を検討していく必要がある。

なお、総務省が設置した「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」が平成19年2月にとりまとめた「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について」においても「客観性を確保しつつ、学識経験者の意見聴取手続を簡略化することなどについて検討する」とされたところである。

9-5 技術提案の作成費用

総合評価方式等において競争参加者が技術提案を行う際に必要となる費用については、企業の運営経費（従業員給料手当、通信交通費、調査研究費等）として積算における「一般管理費等」に含まれているため、別途支払う必要はない。しかし、高度技術提案型においては競争参加者に高度な技術提案の提出を求めることから、従来に比べ技術提案の作成費用が過大となることが想定され、競争参加のインセンティブの低下につながる懸念される。

これらの懸念を回避するため、技術提案の作成費用に対する一定の負担を行うことが考えられる。表9-1に技術提案の作成費用の支払いの必要性、現制度下における課題について整理する。

技術提案の作成費用を支払う方法としては、従来通り「一般管理費等」に計上する方法と「一般管理費等」に計上せずに別途対価を支払う方法が考えられる。

前者の方法については、毎年実施している現在の一般管理費等調査において各企業が技術提案の作成費用を追加して計上することにより、将来的に一般管理費等率に反映されると考えられる。

後者の方法については、現行の積算体系では企業全体の会計収支を基に一般管理費等率を定めており、発注者側も各企業側も一般管理費のうち技術提案にかかった経費を区分することが不可能であるため、「必要な経費」として対価を別途計上した場合、二重計上になること、「必要な経費」ではなく「提案者のノウハウ」として対価を別途計上とした場合、現時点でノウハウの金銭的価値を適切に評価・判断する手法がないことが課題として挙げることができる。

しかし、高度技術提案型を適用する工事のうち、特に技術的難易度が高いものについては、対象となる工事件数が少なく将来的にも「一般管理費等」に含まれている経費を超えて技術提案の作成に費用を要すると考えられるため、要求要件を満たす技術提案を行った競争参加者に対しては、技術提案の作成費用に相当する対価を別途支払うことが望ましいことから、引き続き検討が必要である。

表 9-1 技術提案の作成費用の支払いの考え方

支払い方法	従来通り、「一般管理費等」に計上し、別途支払わない。	「一般管理費等」に計上せずに、別途支払う。			
		落札者のみ	技術提案が優秀な者		全提案者
		技術提案を成果物と見なし、工事費等に作成費用(コスト)を上乗せする。	当該工事に活用可能な技術提案については、発注者が作成費用(コスト)を支払い、買い取る。	優秀な技術提案については、賞金(フィー)として支払う。	参加費(フィー)として支払う。
競争性	直接的な技術提案費の回収手段が「落札」のみであるため、自社技術が優位な工事に絞って提案を行う可能性がある。 このため、少数の競争参加者による水準が高い競争が行われる可能性がある。		提案が優秀な者は、落札しなくても直接的な技術提案費の回収が見込めるため、自社技術が優位な工事以外の分野にも参加しやすくなる。 このため、ある程度の数の競争参加者による一定の水準以上の技術提案による競争が行われる可能性がある。		提案書を提出すれば、直接的な技術提案費の回収が見込めるため、多数の競争参加者が見込まれるが、提案内容の技術水準が低下する可能性がある。
提案の水準	高い	高い	やや高い	やや高い	低い
競争参加者	少ない	少ない	中程度	中程度	多い
課題	一般管理費等調査により一般管理費等率に反映されるまでに時間を要する。	「経費」として支払う場合には一般管理費等と二重払いとなる。 「ノウハウ」として支払う場合には費用の算定方法が課題。	発注者側の使用を前提とした非落札者の提案の買い取りは、提案者、落札者の同意が必要。 作成費用の算定方法や支払い方法が課題。	賞金額の設定や費用の捻出が課題。	参加費額の設定や費用の捻出が課題。

9-6 技術提案の評価結果の活用

総合評価方式における技術提案の評価結果について、工事成績評定の結果と同様に、落札者以外の者を含めたすべての提案者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、以降の工事における技術審査や評価に活用することにより、より優れた技術提案を行うインセンティブの付与や、民間企業の技術開発の促進を図ることができると考えられる。

9-7 特定建設工事共同企業体制度の見直し

大規模かつ技術的難易度が高い工事について、国土交通省直轄工事においては特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）だけではなく、単体有資格業者等にも競争参加資格を認めて発注する、いわゆる混合入札を原則実施しているが、一般的には競争参加者を特定JVに限定して発注を行っている場合が多い。

総合評価方式を実施する場合、競争参加者の技術提案が必要となることから、特定JVの構成企業間での責任分担や独自の保有技術流出に対する懸念等の問題があり、構成企業固有の技術が技術提案に反映されない可能性があるため、技術力を重視した競争を促進する観点から特定JV制度の見直しを検討する必要がある。

10.より望ましい入札・契約手続のあり方

一般競争入札方式の拡大による競争参加者の増加や総合評価方式の適用拡大により、従来に比べ競争参加者が技術提案の作成に要するコストや発注者が技術提案の審査に要する時間が増加する可能性が高い。これらにより、双方の負担が大きくなるとともに、契約に至るまでの手続期間が長くなることが懸念される。

したがって、ここでは将来目指すべき方向として、より望ましい入札・契約手続のあり方について提案するとともに、これらの導入に向けて今後検討すべき課題を示すものとする。

(1) 二段階選抜方式

現行の総合評価方式の手続においては、すべての競争参加者に詳細な技術提案の提出を求め、すべての技術提案を審査・評価することとなる。

一方、二段階選抜方式は、まず技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者（例えば3者程度）に絞り込んだ後（一次審査）に、詳細な技術提案の提出を求め、契約の相手方を決定（二次審査）する方式である。

本方式により、発注者及び競争参加者の双方の負担軽減が図られるとともに、発注者側の技術審査に要する期間の短縮や、選定された競争参加者がより優れた技術提案を提出するインセンティブの向上に寄与すると考えられる。

本方式は、入札に参加する者を選定することから指名競争入札となるものであり、従来から実施してきた公募型指名競争入札における総合評価方式において、提出を求める技術資料や指名業者数を見直すことにより対応可能と考えられる。

一方、我が国の公共工事の調達は、会計法上、一般競争入札が原則となっており、国土交通省においても入札手続における競争性、透明性の向上を図るため、一般競争入札の拡大（7.2億円以上の工事から2億円以上の工事へ拡大するとともに、2億円未満の工事においても積極的に試行）に努めている。また、規模が大きい工事（国においては7.2億円以上）においては政府調達協定の公開入札が適用されることとなる（公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画 の1）。

一般競争入札において競争参加者を技術提案が優秀な数者程度に絞り込むことは、以下に示した現行の会計法や行動計画の面から困難である。

- あらかじめ競争参加資格を公告する必要がある（予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第75条）
- 競争参加資格を満たした者はすべて競争に参加できる（予決令第73条）

- 入札の手續への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない（政府調達協定第8条(b)）。

なお、一般競争入札においても、あらかじめ競争参加資格として技術提案の最低限の要求要件を示し、当該要件を満足しない者について競争参加資格を認めないという手續が考えられるが、一次審査を通過する者の数を制限できないため、実質的には期待する絞り込み機能を発揮しない可能性もある。

(2) 交渉方式

現状の高度技術提案型の手続では、入札前に競争参加者が技術提案と設計数量等を提出し、発注者が予定価格作成のため技術提案と設計数量等をもとに各競争参加者の評価値を仮に算出した後で、改めて競争参加者が技術提案と価格を入札し、最終的に総合評価を行い、落札者を決定することとなる。

交渉方式については、交渉の目的、対象者、範囲、時期等により様々な方法が考えられる。例えば、技術提案の最優秀者と提案の内容及び見積について交渉を行い、合意が得られれば、当該技術提案及び見積をもとに予定価格を作成するが、合意が得られなければ交渉を打ち切り、引き続き次点者と交渉を行う。そのようにして予定価格を作成した後に、当該提案者のみが入札を行い、契約を締結する方法等が考えられる。

本方式を採用することにより、交渉を通じて提案内容の向上やコストの縮減を期待できるとともに、発注者の積算や競争参加者の見積に係る手間が削減され、手續の簡略化が期待できる。

なお、本方式で最終的に技術提案が優秀な者を1者に絞り込む場合は、前述のとおり、法令等との整合性の観点から検討を行っていく必要がある。

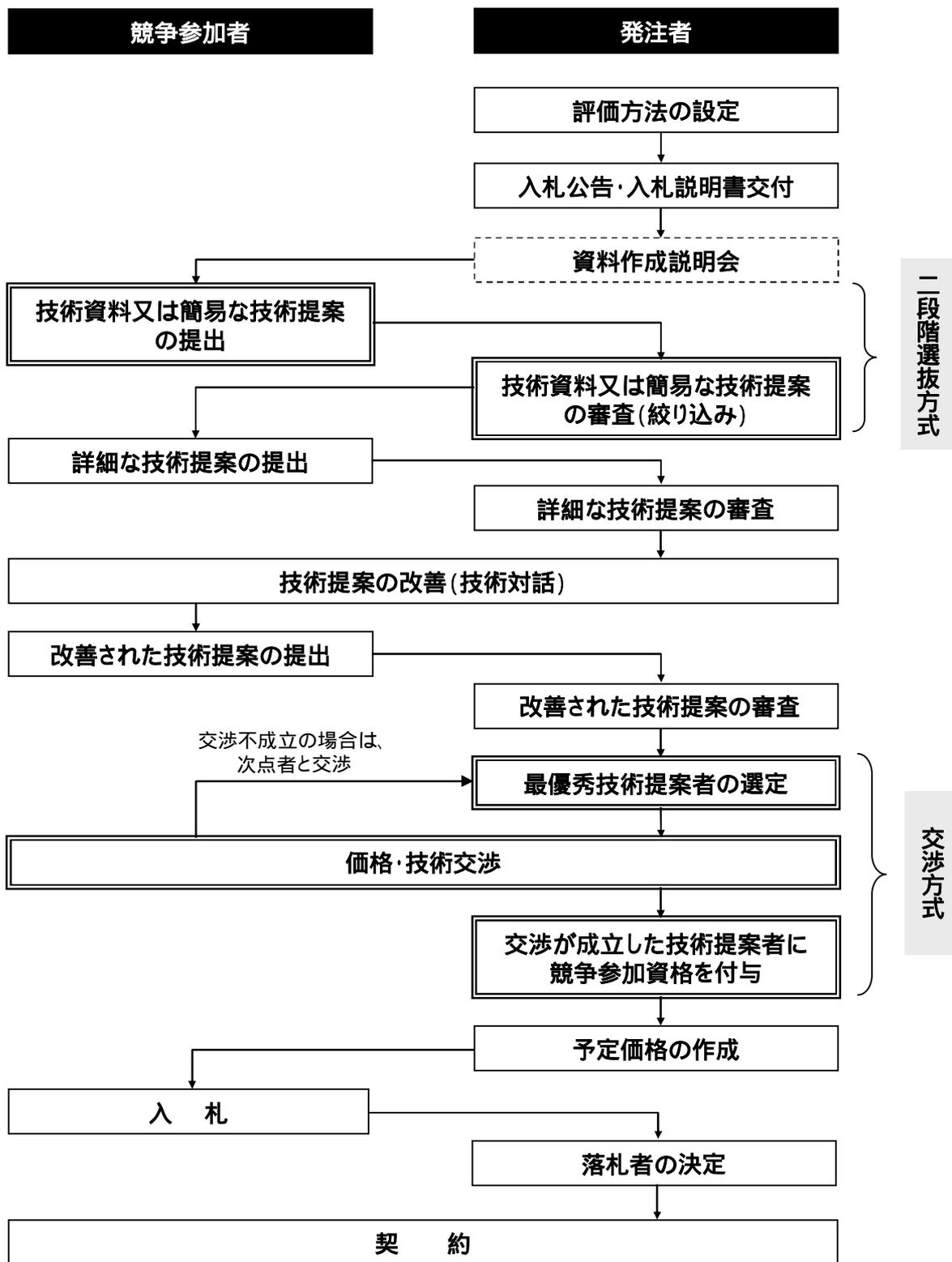


図 10-1 二段階選抜方式及び交渉方式の入札・契約手続フローの例

用語の定義

品質：

工事目的物の品質（機能・性能等）とともに、工事の効率性（工期や交通規制日数等の短縮）、施工時における第三者や施工者の安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性、つまり工事そのものの質も含む包括的な概念。

VFM：

Value for Money（単位価格あたりの価値）の略。ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

要求要件：

当該工事の現地の施工条件や環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ、技術的課題に対して競争参加者に求める技術提案等において確保する必要がある条件。

評価値：

落札者を選定するための指標。要求要件を満たし、入札価格が予定価格内であった競争参加者のうち、評価値が最も高い者が落札者として選定される。なお、加算方式では価格評価点と技術評価点との合計点数、また除算方式では技術評価点を入札価格で除した値が評価値となる。

価格評価点：

加算方式において、あらかじめ定めた算出方法により、入札価格を無次元化することにより価格の価値を表す指標。

技術評価点：

競争参加者の技術提案等に基づき算出する技術力の価値を表す指標。加算方式では技術提案等をあらかじめ定めた評価基準に基づき付与された得点であり、除算方式では標準点と加算点の合計得点が技術評価点となる。

標準点：

除算方式において、競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与される点数。

加算点：

除算方式において、競争参加者の技術提案等が標準点を与えられる状態を上回る場合に付与される点数の上限値。

得点：

競争参加者の技術提案等に対してあらかじめ定めた評価基準に基づき付与される点数。